

第 253 回 浜田市教育委員会定例会

日 時： 令和 8 年 7 月 24 日（金）14 時 30 分から

場 所： 浜田まちづくりセンター1 階第 1、2 研修室

出席者： 久佐教育長 杉野本委員 倉本委員 浅津委員 三浦委員

事務局： 佐々木部長 藤井課長 岡田室長 猪狩課長 官澤課長

（書記 日ノ原係長 堀上主任主事）

1 教育長報告

2 議題

(1) 教育委員会学校訪問（幼稚園）について …… 資料 1

(2) 石見神楽保存・伝承拠点基本構想（案）について …… 資料 2

(3) 令和 8 年度島根県市町村教育委員会連合会総会の書面決議について
…… 資料 3

3 部長、課長等報告事項

(1) 教育部長 …… 資料 4～6

(2) 教育総務課長 …… 資料 7

(3) 学力向上推進室長 …… 資料 8

(4) スポーツ振興課長 …… 資料 9

4 その他

(1) その他

※次回定例会日程 令和8年8月20日（木）14時30分から
場所：浜田市立中央図書館2階多目的ホール

※次々回定例会日程 令和8年9月 日（ ） 時 分から
場所：

第253回浜田市教育委員会定例会・教育長報告

令和8年7月24日

月日	内容
6月18日（木）	6月議会開会（提案説明） ホンデリング回収箱設置式（中央図書館）
6月19日（金）	6月市議会（一般質問）
6月22日（月）	6月市議会（一般質問）
6月23日（火）	6月市議会（一般質問）
6月24日（水）	6月市議会（一般質問）
6月25日（木）	6月市議会（議案質疑）
6月29日（月）	文教厚生委員会（全協室） 社会を明るくする運動浜田市推進委員会（浜田まちづくりセンター）
6月30日（火）	浜田市坂根正弘奨学金審査委員会（庁議室）
7月1日（水）	定例校長会（中央図書館） 6月市議会（予算委員会）
7月2日（木）	園長連絡会（浜田幼稚園）
7月3日（金）	6月市議会閉会（表決、全員協議会）
7月6日（月）	第6回総合振興計画策定委員会（庁議室）
7月7日（火）	浜田市教育委員会学校訪問（三中、三隅中、浜田東中、弥栄中）
7月8日（水）	浜田市教育委員会学校訪問（二中、金城中、一中、旭中）
7月9日（木）	働き方改革WG会議（北分庁舎）
7月13日（月）	島根県市町村教育委員会連合会理事会（オンライン会議）
7月14日（火）	藤恵会市長表敬同席（市長応接室） 市長表敬同席（空手松涛連盟・小中学生全国大会出場報告）
7月16日（木）	県教育委員会たつじんテストヒアリング（教育長室）
7月18日（土）	島根県中学校総合体育大会・バスケットボール（県立体育館） ・柔道（石見武道館）
7月19日（日）	YACフェス（石央文化ホール）
7月20日（月）	こどもの権利ワークショップ（市総合福祉センター）
7月21日（火）	こどもの権利条例に関する研修会（浜田まちづくりセンター）
7月22日（水）	ことばを育てる親の会浜田支部要望（教育委員室） Lilyさん教育長表敬（教育長室）
7月24日（金）	浜田市教育委員会定例会（浜田まちづくりセンター）

令和 8 年 7 月 24 日 教育委員会定例会資料 教 育 総 務 課
--

令和 8 年度 教育委員会学校訪問（幼稚園）

1 目的

浜田市教育大綱及び浜田市教育振興計画に掲げた基本理念に即した教育行政の運営が行われるよう、教育委員会が学校経営・学校運営の見聞し、今後の教育行政の推進に意を用いるために行うもの。

2 訪問日程 令和 8 年 10 月 28 日（水）午前中

3 訪問園 浜田幼稚園

4 訪問者

教育長、教育委員（4 名）、教育部幼児教育担当部長、教育総務課長、教育総務課幼児教育担当課長、総務企画係長（以上 9 名）

5 訪問内容

- (1) 浜田幼稚園内視察 15 分程度
- (2) ヒアリング（園長・教頭対象）40 分程度（園からの説明 15 分程度）
 - ア 意見交換
 - （ア）意見交換テーマ

※参考：過去の意見交換テーマ

- R7
 - a 幼稚園の現状と課題について
※特に教職員が感じていることを中心に資料説明をお願いします。
 - b 幼小連携について
 - c 幼児教育センターや通級教室の取組状況について
- R6
 - a 公立幼稚園統合後における課題等について
 - b 幼児教育センターや通級教室の取組状況や他の幼児教育・保育施設との関わりの現状について
- R5
 - a 公立幼稚園統合後における課題等について
 - b 通級教室設置後の課題等について
 - c 幼児教育センター設置後の課題等について

令和 8 年 7 月 24 日
教育委員会定例会資料
神楽文化伝承室

石見神楽保存・伝承拠点基本構想（案）について

1 検討経過について

(1) 令和 6 年 11 月

石見神楽伝承内容検討専門委員会から「石見神楽の保存・伝承に関する提言書」が市長に提出。

(2) 令和 7 年 5 月～令和 8 年 2 月

提言書に基づき、石見神楽保存・伝承拠点基本構想検討委員会において、石見神楽の保存・伝承拠点の基本構想（案）を検討（計 8 回）。

(3) 令和 8 年 3 月

検討委員会において取りまとめられた「石見神楽保存・伝承拠点基本構想（案）」及び報告書が委託業者（株式会社エブリプラン）から提出。

2 石見神楽保存・伝承拠点基本構想検討委員会の委員及び開催状況について

(1) 委員名簿（14 名）

No.	区分	団体名・役職	氏 名	
1	学識経験者	公立大学法人 島根県立大学 教授	豊田 知世	会長
2	学識経験者	島根県立古代出雲歴史博物館 専門学芸員	藤原 宏夫	
3	学識経験者	松江市文化財課歴史史料専門調査員 浜田市文化財審議会委員	浅沼 政誌	
4	学識経験者	NPO 法人石見銀山資料館 理事長 浜田市文化財審議会委員	仲野 義文	
5	情報発信関係	石見ケーブルビジョン株式会社 代表取締役社長	福浜 秀利	副会長
6	神楽団体	浜田石見神楽社中連絡協議会	小川 徹	
7	神楽団体	金城町石見神楽社中連絡協議会 副会長	塚本 猛	
8	神楽団体	旭町石見神楽保存会 会長	藤本 英佳	
9	神楽団体	弥栄町石見神楽社中連絡協議会	梅津 里美	
10	神楽団体	三隅町石見神楽社中協議会 会長	丸山 洋司	
11	子ども神楽 関係団体	どんちっちサポート IWAMI	大下 一匡	
12	神楽産業	柿田勝郎面工房 代表	柿田 兼志	
13	大学生	島根県立大学 石見神楽舞濱社中 副代表	堀尾 紗里亜	
14	教育文化団体	浜田市浜田郷土資料館 館長	川本 裕司	

（裏面あり）

(2) 開催状況及び概要

回	開催日・場所	内 容
第 1 回	令和 7 年 5 月 29 日(木) 総合福祉 センター	1 委員会の設置 2 会長・副会長の選任 3 報告事項 ・基本構想検討委員会の検討事項 4 意見交換 ・保存・伝承拠点に必要と考える機能や展示・活用方法等
第 2 回	7 月 11 日(金) 中央図書館	1 報告事項 (1) 基本構想策定支援業務委託 (2) 第 1 回検討委員会における主な意見 (3) 浜田市議会石見神楽振興議員連盟からの主な意見 (4) その他 ①大阪・関西万博での石見神楽公演 ②「石見神楽を創り出したまち浜田」の考察 2 協議事項（グループワーク） ステップ①「拠点を通して何をを目指すのか（目的）」 ステップ②「目的達成に向けて、どんな機能が必要かを考えて提案する」
第 3 回	8 月 8 日(金) 中央図書館	1 協議事項 (1) 保存・伝承拠点のあり方と必要な機能の整理 (2) 具体的な取組方針や実現手法などに関する意見交換（グループワーク）
第 4 回	9 月 19 日(金) 中央図書館	1 協議事項 (1) 保存・伝承拠点のあり方の整理 (2) 保存・伝承拠点の機能ごとの具現化の方向性
第 5 回	10 月 16 日(木) 中央図書館	1 協議事項 (1) 第 4 回検討委員会の意見を踏まえた修正案 (2) 保存・伝承拠点の運営方式・運営体制の方向性
第 6 回	11 月 18 日(火) 中央図書館	1 協議事項 「石見神楽保存・伝承拠点基本構想（案）」
第 7 回	12 月 9 日(火) 中央図書館	1 協議事項 「石見神楽保存・伝承拠点基本構想（案）」
第 8 回	令和 8 年 2 月 6 日(金) 中央図書館	1 協議事項 「石見神楽保存・伝承拠点基本構想（案）」

3 石見神楽保存・伝承拠点基本構想（案）について

- (1) 基本構想（案） 本編・概要版 ※ 別紙のとおり
- (2) 委託業務報告書 資料編 ※ 別紙のとおり

4 今後の予定について

- (1) 令和 8 年 8 月 市民アンケート調査（地域別・年代別無作為抽出 3,000 件）
- (2) 市民アンケート集約後、基本構想（案）及び市民アンケート結果を踏まえて、市としての方針を整理する。

石見神楽保存・伝承拠点基本構想（案）

令和 8 年 3 月

株式会社エブリプラン

目 次

1. 基本構想策定の趣旨	1
(1) 本基本構想の位置づけ	1
(2) 浜田市における石見神楽の位置づけ	4
(3) 石見神楽の保存・伝承に関する現状と課題及び提言	5
2. 保存・伝承拠点のあり方	7
(1) 保存・伝承拠点のビジョン・コンセプト（目指す姿）	7
(2) 保存・伝承拠点のミッション（使命・意義）	9
(3) 保存・伝承拠点に必要な機能	10
(4) 各機能の活用	11
3. 拠点施設の構成及び管理運営方針	22
(1) 施設ゾーニング	22
(2) 管理運営方針	26
4. 今後の展望	28
(1) 石見地域における石見神楽と浜田市の役割	28
(2) 文化財指定などに向けた取組	29
(3) 市内各地域・施設との連携（フィールドミュージアム）	29
参考資料	32
(1) 石見神楽保存・伝承拠点基本構想検討委員会委員名簿	32
(2) 石見神楽保存・伝承拠点基本構想検討委員会設置要綱	33
(3) 石見神楽保存・伝承拠点基本構想検討委員会の開催状況	34

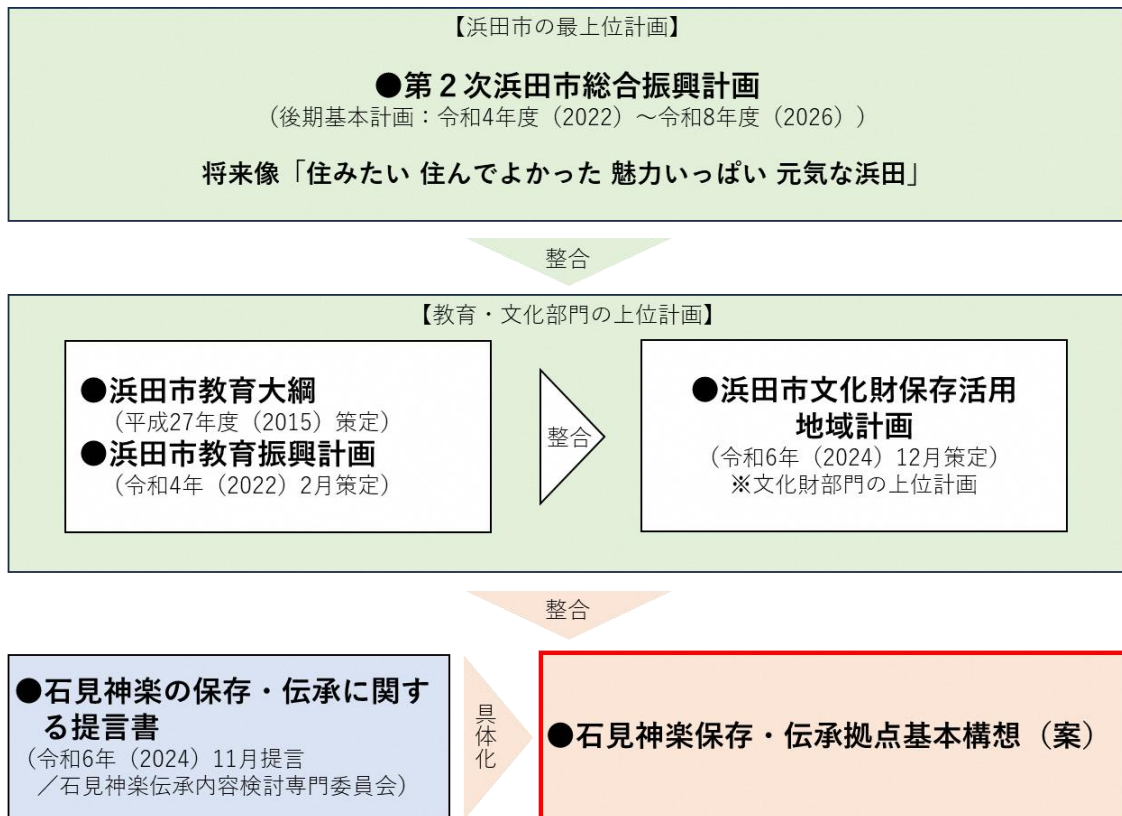
1. 基本構想策定の趣旨

(1) 本基本構想の位置づけ

本基本構想は、石見神楽保存・伝承拠点基本構想検討委員会（令和6年11月に石見神楽伝承内容検討専門委員会から提出された「石見神楽の保存・伝承に関する提言書」を基に設置）における議論に基づき、石見神楽を将来にわたって継承していくための拠点のあるべき姿を「石見神楽保存・伝承拠点基本構想（案）」として整理したものです。

なお、整理に当たっては、「第2次浜田市総合振興計画後期基本計画」、「浜田市教育振興計画」で示された基本方針に基づくとともに、「浜田市文化財保存活用地域計画」などの関連計画との整合性を図っています。

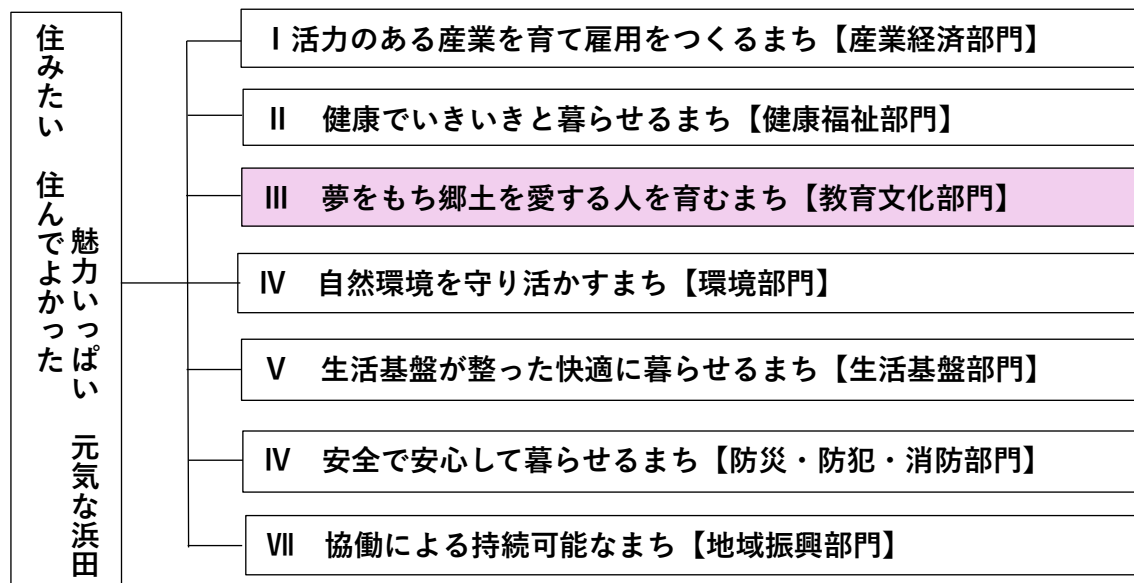
本基本構想の位置づけ



1) 「第2次浜田市総合振興計画 後期基本計画」

第2次浜田市総合振興計画後期基本計画（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）においては、将来像「住みたい 住んでよかった 魅力いっぱい 元気な浜田 ～豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切にするまち～」を実現するために7つの「まちづくりの大綱」を掲げ、具体的な施策を展開されています。

石見神楽の保存・伝承については、まちづくりの大綱Ⅲ「夢をもち 郷土を愛する人を育むまち【教育文化部門】」の中に位置づけられています。



2) 「浜田市教育振興計画」

浜田市教育振興計画（令和4（2022）年2月策定）において、石見神楽の保存・伝承に関して、施策の柱の一つ「歴史・文化の伝承と創造」に次のように記載されています。

現状と課題（抜粋）

- 本市に伝え残された石見神楽などの伝承文化や、浜田節、邦楽等の和の伝統文化を保存活用し、次世代への伝承していく必要があります。

基本方針（抜粋）

- 本市に伝え残された様々な伝統文化を保存活用し次世代へと伝承するため、市民団体等の文化活動の支援に取り組みます。
- 郷土の歴史や文化財を保存、伝承するための調査を行い、潤いとゆとりを育み、地域性に富んだ様々な文化財の保全活用に取り組みます。
- 市内の展示施設が、市民や子どもたちのふるさとを学習する場となるよう。地域の歴史・文化の保存と活用に取り組みます。

3)「浜田市文化財保存活用地域計画」

前述した「浜田市教育振興計画」における基本方針にも位置づけられている「文化財の保存活用については、令和6年度に「浜田市文化財保存活用地域計画」が策定されています。

浜田市文化財保存活用地域計画は、浜田市における「未指定の文化財を含む」文化財の保存と活用に関する総合的な法的計画であり、今後浜田市が取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、文化保護行政におけるマスタープラン及びアクション・プランの両方を担う計画です。

本計画では、歴史文化の特性を包括的に捉えた『日本海と中国山地に支えられ、街道・海道に培われた歴史文化』を計画の目標に掲げ、それを「みんなが知り、守り、活かす」ことで、総合振興計画の将来像の達成にも寄与することを意図して設定されています。

また、目標に示したキーワードをもとに、5つの柱からなる方向性が設定されています。

石見神楽に関しては、この方向性2の取組の中に「石見神楽をはじめ、無形の文化財の関連団体と連携し、担い手の確保・育成を支援します。」と記載されています。また、方向性5では、「石見神楽や田囃子等の地域に根差した民俗芸能を市民一体となって守り、歴史や技術を後世に伝えていけるよう取り組んでいきます。」と記載されています。

さらに、「石州和紙と石見神楽のまち」が関連文化財群の主要テーマに設定されており、「歴史や技術の記録」、「後継者育成の支援」、「関連する文化財群と関係する資料館などにおけるストーリーをもった展示・情報提供」などが取組方針として定められています。

(2) 浜田市における石見神楽の位置づけ

石見神楽は、浜田市が誇る伝統芸能であり、市内には 50 以上の石見神楽団体が存在しています。また、日本遺産にも認定されている島根県西部（石見地域）で伝承される神楽をテーマにしたストーリー「神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～」の構成文化財にもなっています。

ここ浜田において、明治以降、改正神楽（八調子神楽）、校定石見神楽台本などの「石見神楽文化」が花開き、石見神楽面、石見神楽蛇胴、石見神楽衣裳、石見神楽笛、石見神楽花火などの「ものづくり」が生まれ、様々な地域へと伝わりました。

現在、これら浜田が生み出した石見神楽の文化をひとつも取り入れていない石見神楽はないことから、浜田だけが石見神楽を継承する地域のなかで唯一「石見神楽を創り出したまち」ということができます。



(3) 石見神楽の保存・伝承に関する現状と課題及び提言

令和6年度、浜田市において石見神楽伝承内容検討専門委員会が設置されました。同委員会において、石見神楽の保存・伝承に向けた現状と課題の整理、及び取組の方向性について議論が行われ、同年11月に「石見神楽の保存・伝承に関する提言書」として取りまとめられました。その趣旨については次のとおりです。

「石見神楽の保存・伝承に関する提言書（抜粋）」

① 現状と課題

- 1 祭礼行事の簡素化などに伴う奉納神楽や夜明け舞の減少により、石見神楽の基本である「儀式舞」を舞う機会が減少しており、神職によって舞われていた時代から継承されてきた「伝統的な舞の文化」が今後継承できなくなるおそれがある。また、少子高齢化などによる担い手不足や石見神楽団体の資金減少などにより、今後、舞い手・楽人が減少し、石見神楽団体がなくなる可能性があるとともに、石見神楽団体ごとに大切にしている舞や伝統が異なるため、それらをどのようにして後世に引き継いでいくのが課題となっている。また、石見神楽団体などの資金減少は、石見神楽関連産業の伝統のものづくりに対しても影響を及ぼし、長期的には石州和紙の技術継承にも関わる問題である。
- 2 石見神楽の面、蛇胴、衣裳などの石見神楽関連産業やものづくり技術は、浜田で生まれたものであるが、石見神楽団体の減少などによる需要の縮小により、経営が厳しくなり、後継者を雇うことも難しくなっている。後継者育成支援について検討の必要があるが、雇い側に責任が生じたり、技術流出などの懸念もある。また、全てのものづくりにおいては、先人の努力によって生み出されたデザインなどの模倣品が流通しているといった課題もある。
- 3 「石見神楽を創り出したまち浜田」としての市民の誇りを醸成したり、次世代へ引き継ぐための情報発信が不十分である。また、浜田の石見神楽について学べる場所がない。観光客（インバウンド含む）に向けては、石見神楽を目的とした浜田市への来訪を促すための情報発信を強化する必要がある。
- 4 歴史的な石見神楽用具や関係資料が市内各地に散逸しており、保存すべき用具などの整理を行う必要がある。また、舞やものづくり技術などに関する調査研究も不十分である。
- 5 行政において、知識と経験を有した石見神楽の舞やものづくりに精通し、適切な記録保存や活用などができる専門職員が配置されていない。

② 提言（今後の取組の方向性）

1 石見神楽団体（舞、舞い手、楽人）の保存・伝承について

神職によって舞われていた時代から継承されてきた「伝統的な舞の文化」を後世に引き継ぐとともに、石見神楽団体（舞、舞い手、楽人）の保存・伝承に向けて、行政と石見神楽団体が中心となり取組を推進する必要がある。

2 石見神楽関連産業、ものづくり技術の保存・継承について

石見神楽関連産業やものづくり技術の保存・継承のために、行政による伝統工芸品や技術の保護が必要である。また、石見神楽関連産業の維持・発展に向けた取組を検討する必要がある。

3 「石見神楽を創り出したまち浜田」としての情報発信について

「石見神楽を創り出したまち浜田」という言葉が市民に十分理解され浸透するとともに、浜田の子どもたちがふるさとを象徴するものとして石見神楽を挙げ、誇りをもって説明できるようになるための市民向けの情報発信が必要である。それがひいては、石見神楽を目的とした浜田市への観光客に向けた情報発信にも繋がる。

4 行政における調査研究について

行政が中心となり、石見神楽団体、石見神楽関連産業従事者、有識者などと協力しながら調査研究を行い、「石見神楽を創り出したまち浜田」としての価値や魅力を更に明確なものとしていく必要がある。

5 石見神楽の保存・伝承を担う拠点施設について

石見神楽の保存・伝承のために、歴史的な石見神楽用具や関係資料などの保存・展示や石見神楽について学ぶことができ、そこに行けば浜田の石見神楽が全てわかる拠点施設の検討が必要である。また、この拠点施設が核となり、市内各地に点在する石見神楽関連施設への案内機能も担うなど、「石見神楽を創り出したまち」としての中心的な役割を担うことを期待する。

2. 保存・伝承拠点のあり方

(1) 保存・伝承拠点のビジョン・コンセプト（目指す姿）

一石見神楽のすべてがわかり、観て感じることができる、 浜田市民が誇れる拠点一

この拠点の目的は、浜田の宝である石見神楽を「守り」「伝え」「未来へつなぐ」ことにあります。

具体的には、「伝統的な石見神楽の舞の文化」や石見神楽団体、石見神楽関連産業、ものづくり技術を後世に伝承することを目的に、市民一人ひとりにとって身近で親しみやすい拠点を目指します。そして、ここに来れば石見神楽のすべてがわかり、石見神楽のすべてを観ることができ、市民の誇りとして、内外に自信を持って紹介できる拠点をつくります。

拠点の中心的な役割は、石見神楽の舞、舞い手・楽人、用具などにより構成される石見神楽文化や関連するものづくり技術の保存・伝承です。そのためには後継者の確保・育成が不可欠です。子どもや若者が憧れ、「かつこいい」と感じるような体験、学びの場を整え、石見神楽の文化を継承する人材を浜田市全体で育てます。

そのため、専門職員など※による調査・研究に取り組み、文化としての厚みを蓄積し、それを基にした石見神楽を深く知ることができる体験・学習プログラムや展示などを通じて、市民が「石見神楽を創り出したまち浜田」を正しく理解し、誇りを持つきっかけを提供します。

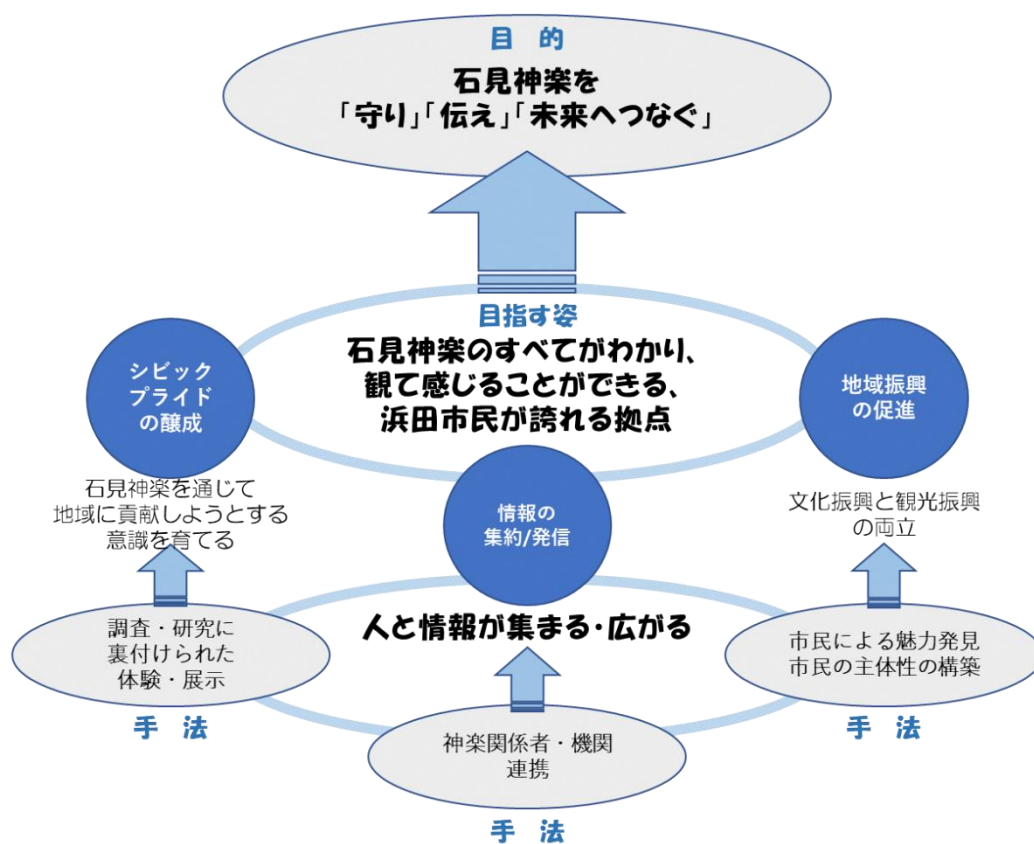
さらに、市内の神楽団体、ものづくり職人、観光関係者、学校、行政などが連携し、情報や人のつながりが集まり・広がる「情報のハブ」としての機能を担います。石見神楽に関する最新情報や知見が行き交うことで、浜田市の地域振興を支えるエンジンとなります。

第一のターゲットは浜田市民です。市民自身が石見神楽を正しく学び、楽しみ、日常的に関わることで、石見神楽に誇りを持つことができ、ひいてはそれが観光誘客にもつながります。文化振興と観光振興が一体となった「市民による魅力発信」がここから始まります。

石見神楽の保存・伝承という目的を大切にしながら、持続可能な収益性確保の仕組みも工夫していきます。

※専門職員など：石見神楽の専門的な知識を持つ職員及び学芸員

ビジョン・コンセプト図



石見神楽を「守り」「伝え」「未来につなぐ」ために、調査・研究に裏付けられた体験や展示、地域で培われてきた舞を市民に提供し、「石見神楽を創り出したまち」としての理解と誇りをもち、石見神楽を通じて地域に貢献しようとする意識を育て（シビックプライドの醸成）、石見神楽関係者などや市民との連携により、石見神楽に関するあらゆる情報を収集し、市民が主体になって市内外に発信することで、文化振興と観光振興の両立を目指します。

以上のことを実現するために中心的な役割を果たすのが「石見神楽保存・伝承拠点」です。

(2) 保存・伝承拠点のミッション（使命・意義）

本拠点は、石見神楽を未来へとつないでいくため、以下の7つのミッション（使命・意義）を掲げ、その役割を果たしていきます。

① 用具や資料の収集・保存

市内に点在する貴重な石見神楽用具や歴史的な資料を収集・保存し、それらの散逸や劣化を防ぐことで、後世への継承を図ります。

② 調査・研究

石見神楽に関する学術的な調査・研究を推進し、その価値を明確化することで、保存・伝承活動の深化・充実に貢献します。

③ 後継者の育成・確保

石見神楽の舞い手や楽人、そして神楽面・蛇胴・衣裳などのものづくりを支える職人まで、将来の石見神楽を担う多様な後継者の育成につなげます。

④ 舞（保持演目）や文化、ものづくり技術の伝承

浜田市内の神楽団体が保持する様々な演目が将来にわたって継承される環境を整えるとともに、石見神楽文化やそれを支えるものづくり技術を後世に正確に伝承していく役割を担います。

⑤ 市民の誇りの醸成

市民一人ひとりが「石見神楽を創り出したまち浜田」の歴史と文化を正しく理解し、地域への愛着と誇りを深めるきっかけを創出します。

⑥ 情報のハブ

石見神楽に関するあらゆる情報や人が集まり、交流する中心的な拠点となります。ここから市内外へと情報が効果的に広がっていくハブとしての機能を担います。

⑦ 魅力の発信

より多くの市民や県内外からの来訪者に向けて、「石見神楽を創り出したまち浜田」という言葉の持つ意味や、石見神楽の持つ奥深い魅力を効果的に発信し、その価値を広く伝えていきます。

(3) 保存・伝承拠点に必要な機能

保存・伝承拠点の「ビジョン・コンセプト（目指す姿）」の実現に向けて掲げた7つの「ミッション（使命・意義）」を具体化するために必要な機能として、以下の5つの機能に整理しています。

5つの機能を活用することにより、「伝統的な石見神楽の舞の文化」や石見神楽団体、石見神楽関連産業、ものづくり技術を後世に伝承することを目指します。

No.	機 能	内 容
①	収集・保存機能	石見神楽に関する資料、用具などを体系的に収集し、後世に伝えるために適切に保存・管理する機能です。
②	調査・研究機能	石見神楽に関する専門的な知見を蓄積し、その成果を広く社会に還元していく機能です。
③	展 示 機 能	市民や県内外からの来訪者が石見神楽の魅力と奥深さを多角的に理解できるように表現・公開する機能です。
④	教育・普及機能	市民の理解を深め、誇りを育み、次世代への伝承につなげる機能です。
⑤	交 流 機 能	舞殿を核として、人と人、人と文化をつなぎ、石見神楽を通じた地域内外のネットワークを築く機能です。

(4) 各機能の活用

前述の5つの機能別に、保存・伝承の具体化に向けた方針（目標、取組方針、実現手法）を以下に示します。

① 収集・保存機能の活用

【目標】

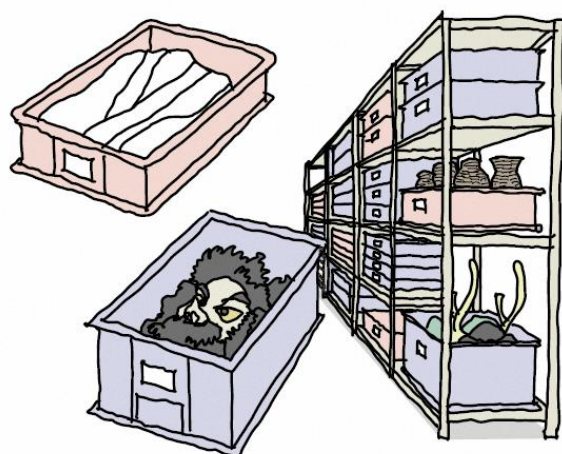
石見神楽に関する面・蛇胴・衣裳などの貴重な用具や各種資料などが散逸・劣化することを防ぎ、将来にわたって確実に保存することを目指します。

【取組方針】

本拠点で保存すべき資料を専門的な視点から選定し、適切な環境で保存・管理を行います。面・蛇胴・衣裳といった石見神楽用具はもちろん、歴史的な図書や文献、写真、映像、音声などの資料も幅広く収集の対象とします。これらの資料については、劣化を防ぐとともに、デジタル化を推進し活用しやすい形で保存します。

また、各神楽団体が保持する演目や地域ごとの特色、演者の貴重な証言などを体系的にデータ化し、調査・研究に活用できるようにします。

収集・保存された用具については、来訪者が収蔵庫を見学できる取組も検討します。



神楽面や衣裳などの用具の収蔵

【実現手法】

（１）資料などの収集

まず、各神楽団体からの情報提供や関係書類などに基づき、市内に存在する用具や資料（写真、映像などを含む）の現状を悉皆調査し、全体像を把握します。その上で、本拠点で保存すべき資料の選定・収集を行います。

（２）適切な収蔵環境の確保

将来的な資料の増加を見越し、十分なスペースを持つ収蔵庫を確保します。収蔵庫内は、資料の劣化を防ぐために温度・湿度を適切に管理できる環境を整備します。また、収蔵品をただ保管するだけでなく、来訪者への公開もできるような収蔵形態についても検討します。情報収集の結果を踏まえ、拠点で保存すべき資料を整理・選定した上で、最適な収蔵庫の規模や形態を決定します。

② 調査・研究機能の活用

【目標】

石見神楽の歴史や関連用具に関する調査・研究を推進し、その価値を明らかにすることを目指します。

【取組方針】

専門職員などが中心となり、石見神楽の歴史的背景、演目構成、地域ごとの特色、そして石見神楽用具の製作技術や素材に至るまで、継続的な調査・研究を実施します。

また、大学や外部の研究機関とも積極的に連携し、多角的な視点から研究を深めます。研究で得られた成果は、神楽関係者はもちろん、広く市民や県内外の方々に向けて情報発信していきます。

さらに、全国の神楽との比較研究を通じて、石見神楽の特色を整理し、その価値をより明確に伝えていきます。

【実現手法】

（１）専門人材の確保

専門職員などを配置します。また、学生の地域研究活動などとも連携・協働し、次代の研究人材の確保・育成にもつなげます。

（２）石見神楽及び関連産業の調査・研究

調査・研究を通じて、石見神楽を支えるものづくり（面、蛇胴、衣裳など）の独創性や価値を明らかにします。全国の神楽と比較することで、石見神楽の価値や特色を客観的に整理し、発信します。

（３）外部団体との連携による研究

島根県立大学などの大学や、郷土の歴史・文化を研究する機関と連携し、共同研究を推進します。研究内容を共有・体系化し、将来的な文化財指定なども視野に入れた価値の明確化を目指します。

（４）研究成果の公表

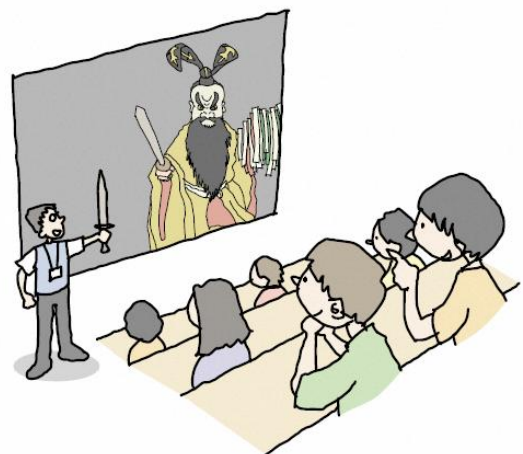
調査・研究の成果は、拠点施設での企画展示やトピック展示、講演会、ワークショップなどを通じて、広く一般に公表し、知識の普及を図ります。

（５）調査・研究環境の確保

収集した情報や収蔵資料を有効に活用し、専門職員などを中心として継続して調査・研究に取り組める環境を確保します。神楽に関する図書資料を閲覧できるスペースや、資料を撮影できる場所など、研究に必要な環境も整備します。



用具などの調査



研究成果の公表

③ 展示機能の活用

【目標】

石見神楽のすべてがわかる拠点として、「石見神楽を創り出したまち浜田」への市民の理解を深め、誇りへとつなげることを目指します。

【取組方針】

常設展示と企画展示を効果的に組み合わせ、来訪者が何度訪れても新たな発見がある展示構成とします。実物資料に加え、デジタル技術を活用した分かりやすい展示で、来訪者の理解を促します。また、解説には多言語対応や子ども向けの視点を取り入れ、幅広い層が楽しめるよう配慮します。

展示は、舞や奏楽だけでなく、それを支える「ものづくり」（石見神楽関連産業）にも焦点を当てます。見るだけでなく、触れたり聴いたりといった多様な感覚で、臨場感あふれる体験を提供します。

◇常設展示

段階的な体験を通して、石見神楽に親しみ、歴史や技術、特徴などを実物資料とデジタル手法を交えて紹介します。

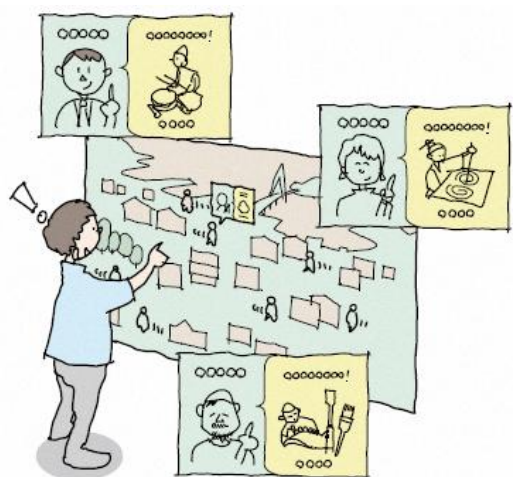
また、「トピック展示」として、常設展示エリア内に更新可能なコーナーを設け何度訪れても発見がある展示とします。

◇企画展示

テーマは浜田の歴史・文化・自然など幅広く取り扱い、常設展示の「考えるステップ」やトピック展示と連動した企画も展開します。



太鼓をたたいたり、神楽面をつけてみたりなどの体験ができる



神楽に関わる人々からのメッセージを聞く

【展示コンセプト】

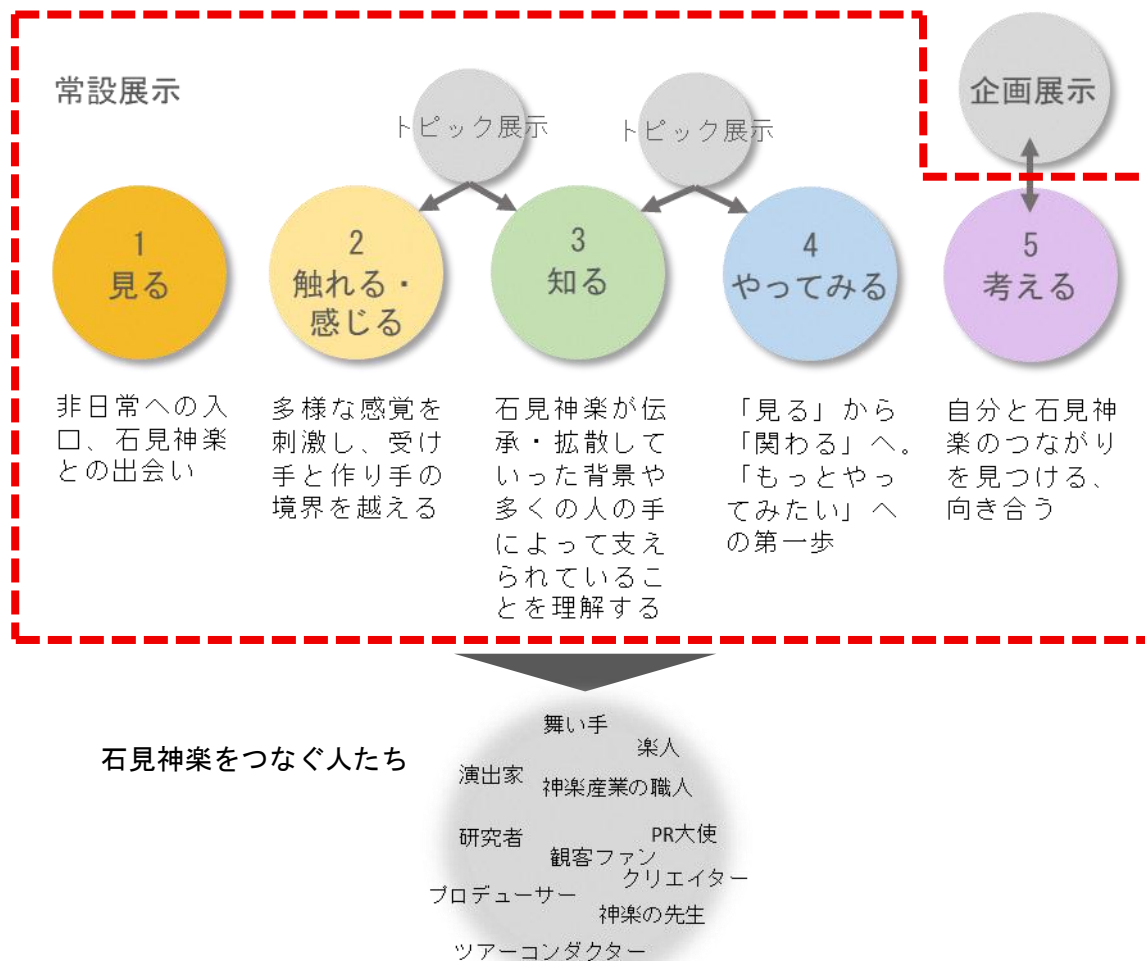
「受け手からつなぎ手へ—石見神楽を未来へつなぐ拠点」

本拠点のビジョン・コンセプトに掲げる「石見神楽を『守り』『伝え』『未来につなぐ』」を実現するため、展示機能では、来館者が単なる「受け手」として楽しむだけでなく、体験を通して石見神楽やそれを支える石見神楽関連産業への興味を深め、自らが担い手や支え手、すなわち「石見神楽をつなぐ人々」になりたいと思えるような体験を創出します。

展示内容は、小学校高学年程度が理解できる表現を基本とし、多言語対応や視聴覚などに障がいのある方への配慮も行います。また、デジタル技術、AI 技術の活用などによる分かりやすい解説や、時代の変化に合わせた展示内容のアップデートにも対応しやすい方法を検討します。

【展示ストーリーと構成】

石見神楽に初めて触れる方から詳しい方まで、誰もが石見神楽を学び、自分ごととして捉えるまでの過程を、以下の5つのステップを通して体験できる構成とします。



来館者が、石見神楽の舞い手や石見神楽関連産業の担い手などの石見神楽に関係する人や、石見神楽を市内外から支える人などになることを目指す

【ステップごとのコンセプト・ポイント及び内容】

ステップ	コンセプト・ポイント	内 容
1 見る	非日常への入口、石見神楽との出会い	囃子の響き、舞う人の姿、観客の熱気、職人の手仕事など、石見神楽を象徴する要素を断片的に切り取り、神聖かつ熱量のある「かっこいい石見神楽」を印象付けます。シンボルとなる貴重な神楽面の展示や、迫力ある映像などで来訪者を石見神楽の世界へ引き込みます。
2 触れる・感じる	多様な感覚を刺激し、受け手と作り手の境界を越える	石見神楽用具（面、蛇胴、衣裳等）を間近で見たり、実際に触れたりすることで、その質感など体感します。また、製作工程で使われる石州和紙などの素材に触れたり、衣裳の刺繍を拡大して見たり、触ったりできる展示を通して、作り手の存在や技術の工夫に気づくきっかけを作ります。 また、石見神楽の独特の口上や奏楽などの違いを感じることが出来る展示を行います。
3 知る	石見神楽が伝承・拡散していった背景や多くの人の手によって支えられていることを理解する	石見神楽の成り立ちや特徴、六調子と八調子の違い、演目の多様性、演出の柔軟性、神楽関連産業の存在など、その全体像を分かりやすく紹介します。神楽団体やものづくり技術の歴史を学ぶことで、「石見神楽を創り出したまち浜田」への理解を深めます。
4 やってみる	「見る」から「関わる」へ。「もっとやってみたい」への第一歩	囃子を奏でてみる、舞ってみる、面をつけてみるといった、演じることの疑似体験を提供します。気軽にできる体験できるような用具やゲーム感覚で楽しめる体験コンテンツを通じて、「もっとやってみたい」という気持ちを引き出し、石見神楽への関心をさらに高めます。
5 考える	自分と石見神楽のつながりを見つける、向き合う	舞い手、楽人、ものづくり職人、そして地域住民など、様々な立場で石見神楽に関わる人々の姿を紹介します。鑑賞やメッセージを送るといった応援の仕掛けもつくり、来訪者自身が「自分は石見神楽にどう関わっていくことができるか」を考えるきっかけを提供します。

④ 教育・普及機能の活用

【目標】

学校のふるさと郷育などで積極的に活用されるとともに、市民が繰り返し訪れることで、石見神楽に関わる人々の裾野を広げていくことを目指します。

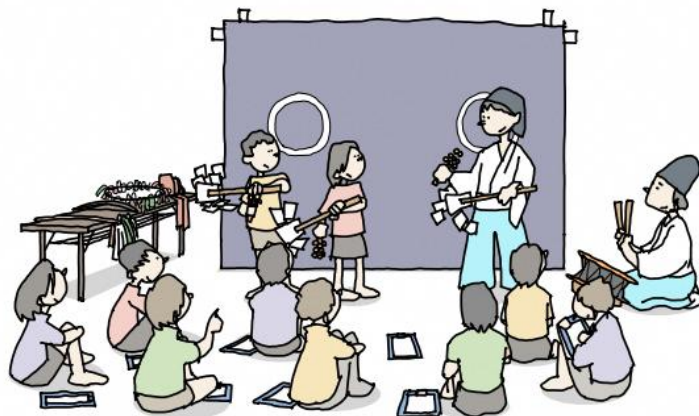
【取組方針】

子どもや若者が石見神楽に親しむためのワークショップや体験教室を定期的に行い、「演じる・作る・知る」といった多様な機会を提供します。学校教育への理解や協力を促し、連携を深めるための講習会の開催や、ふるさと郷育の教材として石見神楽を活用する際のサポートも行います。

また、子どもだけでなく大人を対象とした解説講座や神楽団体の公開練習などを企画し、世代を超えた普及活動を展開します。

SNS や各種メディアも活用し、石見神楽の持つ「かっこよさ」や物語性を発信することで、若年層や神楽に馴染みのない人への関心を喚起します。

さらに、市内に点在する石見神楽に関するあらゆる情報を集約・発信するハブとしての役割を担います。



ふるさと郷育（学校出前講座）

【実現手法】

（１）子どもから大人までを対象とした体系的な学びの提供

ふるさと郷育の一環として、専門職員などによる出前授業や本拠点への来館プログラムを実施します。初心者向けから、より専門的な内容を扱う講座、さらには将来の担い手を養成するコースまで、市民の多様な関心レベルに対応した体系的な学習プログラムを構築します。親子で参加できるワークショップも開催し、世代を超えて楽しめる機会を提供します。

（２）市民との連携・協働による普及活動

専門職員などを配置するとともに、意欲ある市民を「市民ガイド」として養成します。市民ガイドや既存の活動団体、行政・教育機関と連携し、定期公演などでの解説、各種ワークショップのサポートなど、協働による普及活動を推進します。

（３）戦略的な情報発信

市内に点在する神楽団体、関連産業、ゆかりの地などの情報を一元的に集約し、効果的に発信するシステムを構築します。ウェブサイトやSNS、メディアへの情報提供を充実させ、拠点施設だけでなく市内各地へ人々が足を運ぶきっかけを創出します。



市民ガイドの養成や連携

⑤ 交流機能の活用

【目標】

石見神楽の保存・伝承拠点に欠くことのできない舞の文化の継承を主眼とするとともに、多くの市民や県内外の方々に石見神楽の魅力や石見神楽関連産業について知ってもらい、他の伝統文化や異なる分野との新たな交流を生み出すことを目指します。

【取組方針】

この地域で培われてきた舞の営みそのものの文化の継承活動や、神楽団体同士の交流や合同公演、体験イベントなどを通じて相互理解を深め、浜田市全体での石見神楽を通じた交流や石見神楽文化の継承に向けた機運醸成につなげます。

また、舞殿や多目的室の整備により、来訪者と演者・職人が交流できる機会を創出します。

拠点自体が石見神楽に関する情報のハブとして機能し、各地の活動や知見が集まり、共有・発信される場となることを目指します。また、他地域の伝統芸能や異なる分野のアーティストとのコラボレーションなど、新たな担い手が創造的に関われるフィールドを提供し、石見神楽を核とした賑わいと新たな挑戦を生み出します。これらの活動を通じて、石見神楽のものづくり技術や資源を活用した商品開発・事業開発や観光への展開を進め、地域経済の活性化につなげます。

【実現手法】

(1) 舞殿の整備

祭礼行事の奉納神楽や夜明け舞の減少などの神楽舞の短縮化や簡素化により、舞う機会の少ない演目も多くなっており、「伝統的な舞の文化」が今後継承できなくなるおそれがあります。夜明け舞の演舞も可能な設備を整え、将来にわたり持続可能な定期公演などを通して、現在保持する演目を一つも欠くことなく伝える環境装置として舞殿の整備が求められています。

石見神楽が持つ迫力と魅力を最大限に伝えるため、演者にとっても「憧れの舞台」となるような舞殿を整備します。ここは、観光客向けの定期公演の場であるばかりでなく、各団体がそのこだわりを存分に表現できる空間であることが重要です。

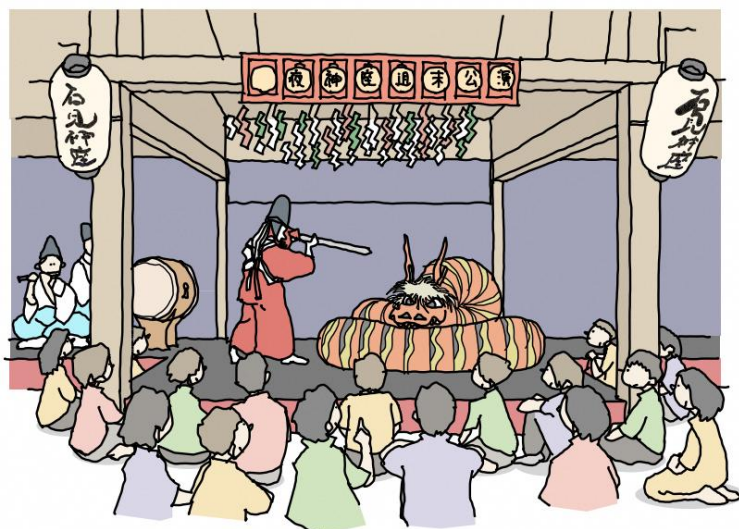
舞殿は、奉納神楽に準ずる舞台と位置づけ、神社で鑑賞するような、演者と観客が一体となれる空間を目指します。一方で、音響や照明などの舞台装置も充実させ、多様な演出による新たな挑戦にも対応できる環境を確保します。さらに、イヤホンガイドなどを導入し、初心者でも解説を聞きながら楽しめる仕組みや、多言語対応も検討します。



飲食しながらの鑑賞



イヤホンガイド



定期公演

（２）多目的室の整備

石見神楽に関する各種の会議や講座、体験イベント、ワークショップ、学習・創作活動などを開催できる柔軟な多目的室を整備し、石見神楽に関わる市民、団体、子どもたちだけでなく、石見神楽を核として異なる分野の人々が気軽に集い、交流できる場を提供します。

（想定される活用シーン）

- ①日常的・定例的な石見神楽関連の活動
 - ・ 研修・講座の開催
 - ・ 小規模練習
- ②イベント・ワークショップの開催
 - ・ 石見神楽体験ワークショップ
 - ・ 石見神楽関連産業体験ワークショップ
 - ・ 親子向け・子ども向けイベント
 - ・ 観光客向けプログラム
- ③教育・学習支援としての活用
 - ・ 教育活動
 - ・ 調査・アーカイブ活動
 - ・ 自己学習を支援する図書コーナーの設置
- ④異分野交流・地域活性化につながる利用
 - ・ 工芸・アートとのコラボ
 - ・ 食・農業分野とのコラボ
 - ・ 地域企業とのコラボ
 - ・ 市民交流、ファンとの交流
- ⑤産業振興・ビジネス利用
 - ・ 写真家・作家・クリエイターの創作活動
 - ・ 企業研修



石見神楽体験ワークショップ



石見神楽に関する研修・講座

3. 拠点施設の構成及び管理運営方針

本拠点は、「石見神楽のすべてがわかり、観て感じることができる、浜田市民が誇れる拠点」として、より多くの市民や県内外からの来訪者が集い、石見神楽を身近に感じ、理解を深め、誇りを育み、文化を後世に伝承する場所となることが重要です。

こうした考えのもと、検討委員会では、郷土資料館その他の文化施設などとの複合施設とはせず、石見神楽に特化した拠点施設として整備することが望ましいと整理しました。

以上を踏まえ、拠点施設の構成及び管理運営方針について、以下に整理します。

(1) 施設ゾーニング

本拠点施設は、収集・保存から調査・研究、展示、教育・普及、交流といった多岐にわたる機能を効果的に発揮するため、以下の9つのゾーンで構成します。

① 収蔵ゾーン

石見神楽に関する貴重な面、蛇胴、衣裳、古文書、映像資料などを、長期間良好な状態で保存する必要があります。このためには、適切な温湿度管理が可能な設備、防犯・防災対策を講じた構造が求められます。

規模は、今後、収蔵品の種類・形状・大きさ・員数などを踏まえて算出することになりますが、効果的に収蔵できる什器などの設備も必要になります。

② 調査・研究ゾーン

専門職員などや研究者が、収蔵資料や文献を用いて石見神楽の調査・研究を行う空間です。資料の撮影や分析を行うための設備も備えます。

その他調査・研究に必要な図書を保管する書棚や収蔵品の清掃や補修などを行うための道具なども必要に応じて整備しておく必要があります。

③ 常設展示ゾーン

来訪者にとっての中心的なゾーンです。石見神楽の歴史や特徴、石見神楽関連産業、ものづくりの技術など、その全体像を「見る・触れる・知る・やってみる・考える」という5つの体験ステップを通して、誰もが楽しく学べるゾーンです。実物資料とデジタルコンテンツを融合させ、石見神楽の魅力を伝えます。

収蔵ゾーンと同様に、貴重な収蔵品を展示する場合においては、適切な温湿度管理ができる装置の設備が必要であるとともに、防犯・防災対策にも留意する必要があります。

本基本構想では、原則として展示のストーリーを重視し、順をおって体験することで、石見神楽の魅力を知り、理解を深めることを目指しています。

④ 企画展示ゾーン

常設展示とは異なるテーマや新たな切り口で、石見神楽や浜田の文化の多様な魅力を発信する柔軟な空間です。外部のアーティストとの連携など、挑戦的な企画も展開します。

⑤ 情報発信ゾーン

拠点内のイベントだけでなく、市内の神楽公演や関連情報を一元的に発信するハブ機能を持つゾーンです。市民や観光客などを対象とする情報発信機能の他、神楽関係者同士の情報交換ができる仕組みも検討します。

⑥ 舞殿ゾーン

この地域で培われてきた舞の文化の継承を第一義に、舞い手や楽人と観客が一体となれる伝統的な雰囲気と、多様な演出を可能にする現代的な舞台設備を両立させた、本拠点の象徴となる空間です。定期公演や団体間の交流公演、夜明け舞、異なる分野とのコラボレーションなど、様々な活動の中心となります。

整備箇所にもよりますが、夜明け舞などにも対応するには防音設備が必要になります。また、花火やスモークの利用などにも配慮した建築や設備を検討する必要もあります。

本舞殿は、石見神楽の公演を主な利用として想定していますが、異なる芸能などの利用・貸出しを想定した場合には、ある程度舞台や観客席の展開が可能な設備としておくことが望まれます。

⑦ 多目的室ゾーン

市民や子どもたちなどを対象とした各種講座やワークショップ、講演会などを開催するための多目的な空間です。石見神楽の舞や奏楽、ものづくりなどの体験活動の場としても活用します。

様々な活用シーンが想定されることから、丈夫で維持管理がしやすい床や壁の構造とすることが望まれます。

また、体験やワークショップの他、小規模な会議や講習会などにも活用しやすいように、可動間仕切りなどにより、いくつかの空間に区分できるようにする必要があります。

⑧ エントランスホール等（サービス機能）

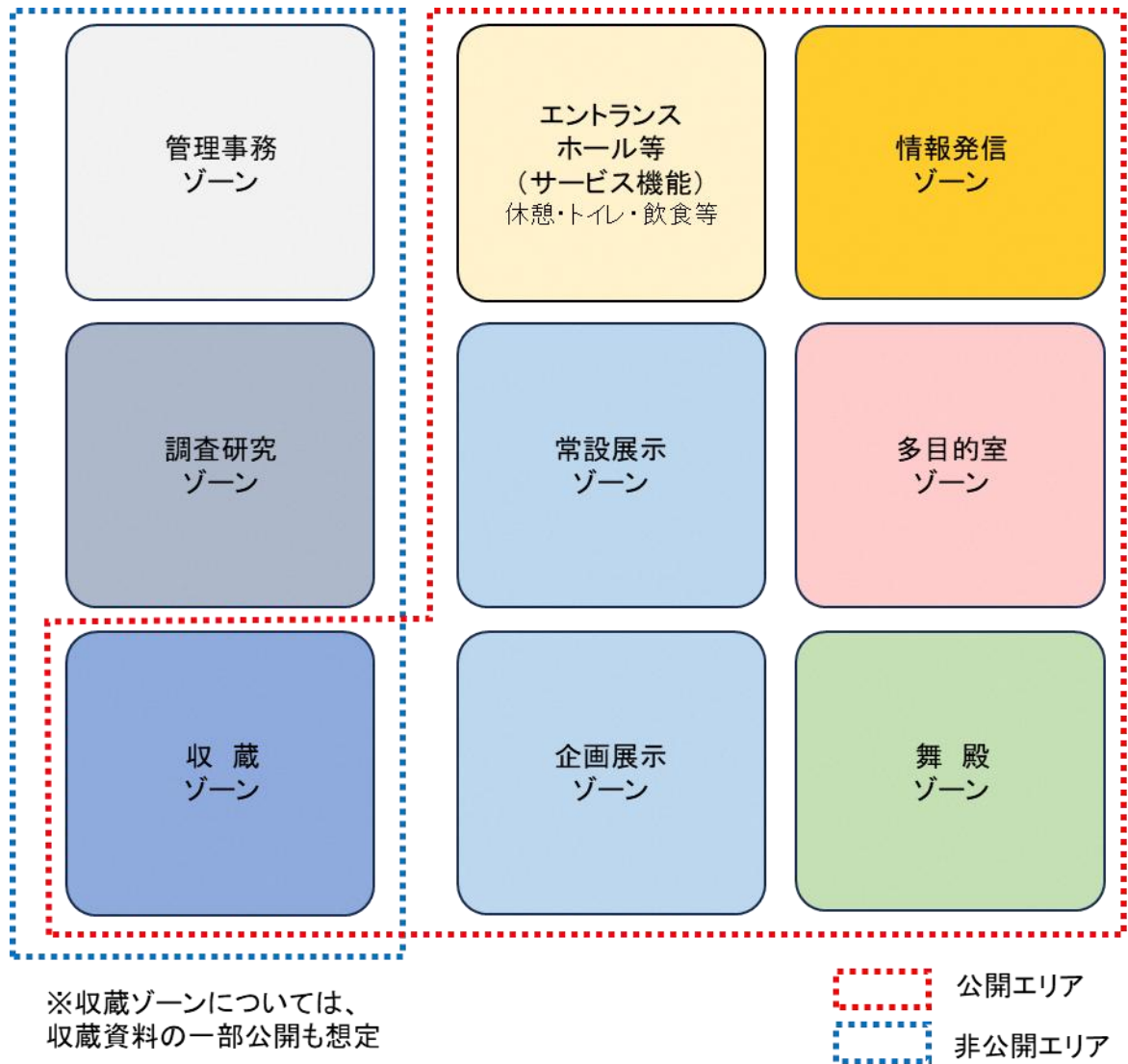
来訪者を迎え入れ、施設全体へと誘う開放的な空間です。総合案内、休憩スペース、トイレ、軽飲食の提供など、誰もが快適に過ごすためのサービス機能を集約します。

離合集散の場となるだけでなく、来訪者がくつろぐ空間にもなることから、居心地の良い場所にする必要があります。

⑨ 管理事務ゾーン

施設の管理運営を担う職員が業務を行うための事務室や会議室などを配置するゾーンで、施設全体の円滑な運営を支えます。

機能ゾーニング図



(2) 管理運営方針

① 基本方針

本拠点施設の管理運営にあたっては、石見神楽の保存・伝承の根幹である「後継者育成」や「市民の誇りの醸成」を最重要視しつつ、観光振興や地域経済の活性化といった側面も考慮した、持続可能な運営を目指します。

② 運営方式

施設の公共性を維持しながら、民間事業者の持つノウハウや活力を最大限に活用するため、「官民共同型」による運営を基本とします。

施設は浜田市が所有し、その運営を指定管理者制度や業務委託、あるいは複数の団体で構成するコンソーシアム（共同事業体）形式など、官民が連携して行う方式を検討します。また、官民連携による施設運営の効果を最大化するために、ある程度民間事業者などの裁量を許容できるような条例・規則などの規定や運営ルールについても整理が必要です。

これにより、民間の自由な発想による誘客イベントの実施や自主事業の展開を促進し、収益性を確保すると同時に、行政が担うべき調査・研究などの公的な役割も着実に果たしていきます。

※主要施設などは行政が保有した上で、官民共同型により運営する手法の例

- NPO や一般社団法人が運営
 - 指定管理型や業務委託型
 - 民間に一定の裁量と収益性を持たせつつ、公共性も維持
- 第三セクターや合同会社の設立
 - 行政出資＋地域プレイヤー出資で新組織を設立
 - 公私の中間的な立場で資金調達や人材集めがしやすい
- 地元民間企業・職人・地域団体によるコンソーシアムの設立
 - それぞれの専門性を持ち寄る形態
 - クラウドファンディングや地域商社的な手法も取り入れやすい、部分的に民間所有も検討

③ 運営体制

運営体制は、施設全体を統括する館長のもと、「総務部門」「調査・研究・学芸部門」「事業部門」の3部門を置くことを想定します。

各部門の役割は次のように想定しています。

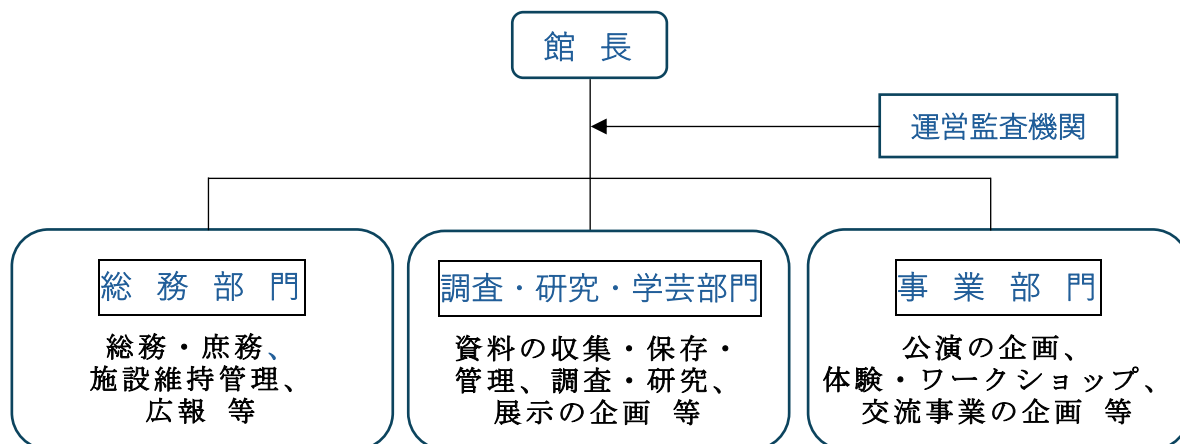
部門	主な役割
総務部門	・施設維持管理、設備運用維持管理 ・総務・庶務（予算、人事、給与、服务等） ・受付・案内 ・施設に関する広報（パンフレット、ウェブサイト）
調査・研究・学芸部門	・資料の収集・保存・管理、データベースの構築と管理 ・石見神楽に関する調査・研究、関連図書などの発行 ・常設展示、企画展示、トピック展示の企画・実施
事業部門	・石見神楽の公演の企画・調整 ・各種の体験や教室、ワークショップなどの企画・運営 ・各種交流事業の企画・運営 ・事業に関する広報（パンフレット・SNS）

本拠点が持つべき5つの機能（①収集・保存機能、②調査・研究機能、③展示機能、④教育・普及機能、⑤交流機能）を効果的に発揮するため、浜田市だけでなく、浜田市観光協会、各神楽団体、産業関係者といった団体・個人と緊密に連携・協力する体制を構築します。

なお、本拠点を魅力的で質の高いものとするため、芸術・文化施設の整備や管理運営に精通したコーディネーターも必要と考えます。

さらに、運営状況を客観的に評価・検証するための第三者機関を設置し、透明性の高い運営を目指します。

運営体制のイメージ



4. 今後の展望

(1) 石見地域における石見神楽と浜田市の役割

石見神楽は、浜田市において、明治以降、改正神楽（八調子神楽）、校定石見神楽台本などの「石見神楽文化」が花開き、石見神楽面、石見神楽蛇胴、石見神楽衣裳、石見神楽笛、石見神楽花火などの「ものづくり」が生まれ、様々な地域へと伝わりました。

また、日本遺産に認定されている島根県西部（石見地域）で伝承される神楽をテーマにしたストーリー「神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～」の構成文化財にもなっている浜田市が誇る伝統芸能であり、市内には 50 以上の石見神楽団体が存在します。

現在、これら浜田市が生み出した石見神楽の文化をひとつも取り入れていない石見神楽はないことから、浜田市だけが石見神楽を継承する地域のなかで唯一「石見神楽を創り出したまち」ということができます。

浜田市は、石見神楽広域連絡協議会や広島広域都市圏協議会に加盟し、広域的に様々な取組に参画することにより、石見神楽の理解と認識を高めるとともに魅力を効果的に発信するなど、浜田市内だけでなく広域圏の石見神楽の振興・発展に取り組んでいます。

このように、浜田市は、「石見神楽を創り出したまち」として、石見神楽が伝承されている各地域の中心としての役割を担うことが期待されるところです。

本基本構想に掲げる保存・伝承拠点の機能が十分に活用されることにより、広く石見神楽を次世代へ引き継ぐことが可能となるとともに、浜田市及び広域圏への観光客誘致に向けた情報発信の役割を担うことにもつながります。

(2) 文化財指定などに向けた取組

浜田市における石見神楽に関する文化財指定は、現在、島根県指定の「井野神楽（昭和 36 年指定）」、「有福神楽（昭和 39 年指定）」や浜田市指定の「紙本墨書神楽台本（平成 14 年指定）」、「石見神楽蛇胴製作技術（令和 5 年指定）」、「神楽木彫面 25 点（平成 14 年指定）」があります。

今後、価値の高い石見神楽関連文化財を指定し、適切に保護・管理し、後世へ確実に継承していくことは、石見神楽の保存・伝承において重要な手段です。

国や島根県、浜田市において、価値が高いと公的に認められることで、その文化財の重要性が社会的に広く認識されることとなります。

このため、石見神楽関連のものづくり技術や舞の文化財指定に向けた取組を一層進めていくことが重要であると考えられます。

また、「石見神楽を創り出したまち 浜田」で生まれ伝えられてきた、面・蛇胴・衣裳などについては、その価値を明確にするとともに技術の模倣や流出を防ぐ観点から、意匠や商標の登録、特許権の取得、著作権法による保護を目指します。

(3) 市内各地域・施設との連携（フィールドミュージアム）

浜田市文化財保存活用地域計画で整理されているとおり、浜田市内には石見神楽に関連する様々な有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物があります。

検討委員会では、石見神楽に関する資料などは、これまで伝承してきた地域で保存・伝承していくものと拠点施設で保存・伝承していくものを整理した上で、市内に散在する石見神楽に関連する施設や資源と連携する仕組みの構築が必要とする意見があります。

拠点施設のみに人が集まって終わりではなく、それらの人々が各地域の施設や資源へと拡散していく仕組みを構築します。従って、各地域の施設などとの連携体制づくりやハード・ソフト対策（統一的な案内サイン、オブジェ、キャラクター等）を講じて、市全体で「石見神楽を創り出したまち浜田」を体感できる地域づくりを図る必要があると考えています。

関連文化財群「石州和紙と石見神楽のまち」の構成文化財一覧

文化財の種類		区 分	名 称 ※「…日本遺産」はその構成文化財
有形文化財	美術工芸品（典籍）	市	紙本墨書藤井宗雄著書…日本遺産（神楽）
有形文化財	美術工芸品（古文書）	市	紙本墨書神楽台本…日本遺産（神楽）
無形文化財		国	石州半紙…日本遺産（神楽）
無形文化財		市	石見神楽蛇胴製作技術
無形文化財		未指定	石見神楽関連用具（面・衣裳等）製作技術（製品は日本遺産の構成文化財）
無形文化財		未指定	石州和紙（製品は日本遺産の構成文化財）
民俗文化財	有形の民俗文化財	市	神楽木彫面（内村町）…日本遺産（神楽）
民俗文化財	有形の民俗文化財	市	神楽木彫面（下有福町）…日本遺産（神楽）
民俗文化財	有形の民俗文化財	市	神楽木彫面（上府町）…日本遺産（神楽）
民俗文化財	有形の民俗文化財	市	神楽木彫面（佐野町）…日本遺産（神楽）
民俗文化財	有形の民俗文化財	市	神楽木彫面（長浜町）…日本遺産（神楽）
民俗文化財	有形の民俗文化財	市	神楽木彫面（日脚町）…日本遺産（神楽）
民俗文化財	有形の民俗文化財	市	神楽木彫面（鍋石町）…日本遺産（神楽）
民俗文化財	有形の民俗文化財	市	神楽木彫面（田橋町）…日本遺産（神楽）
民俗文化財	有形の民俗文化財	未指定	石見神楽の師 田中清見の碑
民俗文化財	有形の民俗文化財	未指定	烈女お初の碑…日本遺産（神楽）
民俗文化財	有形の民俗文化財	未指定	神楽衣裳（明治 14 年(1881)）
民俗文化財	有形の民俗文化財	未指定	石見神楽衣裳（刺繍衣裳）…日本遺産（神楽）
民俗文化財	有形の民俗文化財	未指定	石見神楽面…日本遺産（神楽）
民俗文化財	有形の民俗文化財	未指定	長浜人形…日本遺産（神楽）
民俗文化財	無形の民俗文化財	県	有福神楽…日本遺産（神楽）
民俗文化財	無形の民俗文化財	県	井野神楽…日本遺産（神楽）
民俗文化財	無形の民俗文化財	未指定	市木神楽（国指定 大元神楽の一部）
民俗文化財	無形の民俗文化財	未指定	石見神楽…日本遺産（神楽）
民俗文化財	無形の民俗文化財	未指定	角寿司…日本遺産（神楽）
記念物	名 勝 地	未指定	鏡山…日本遺産（神楽）

出典：浜田市文化財保存活用地域計画

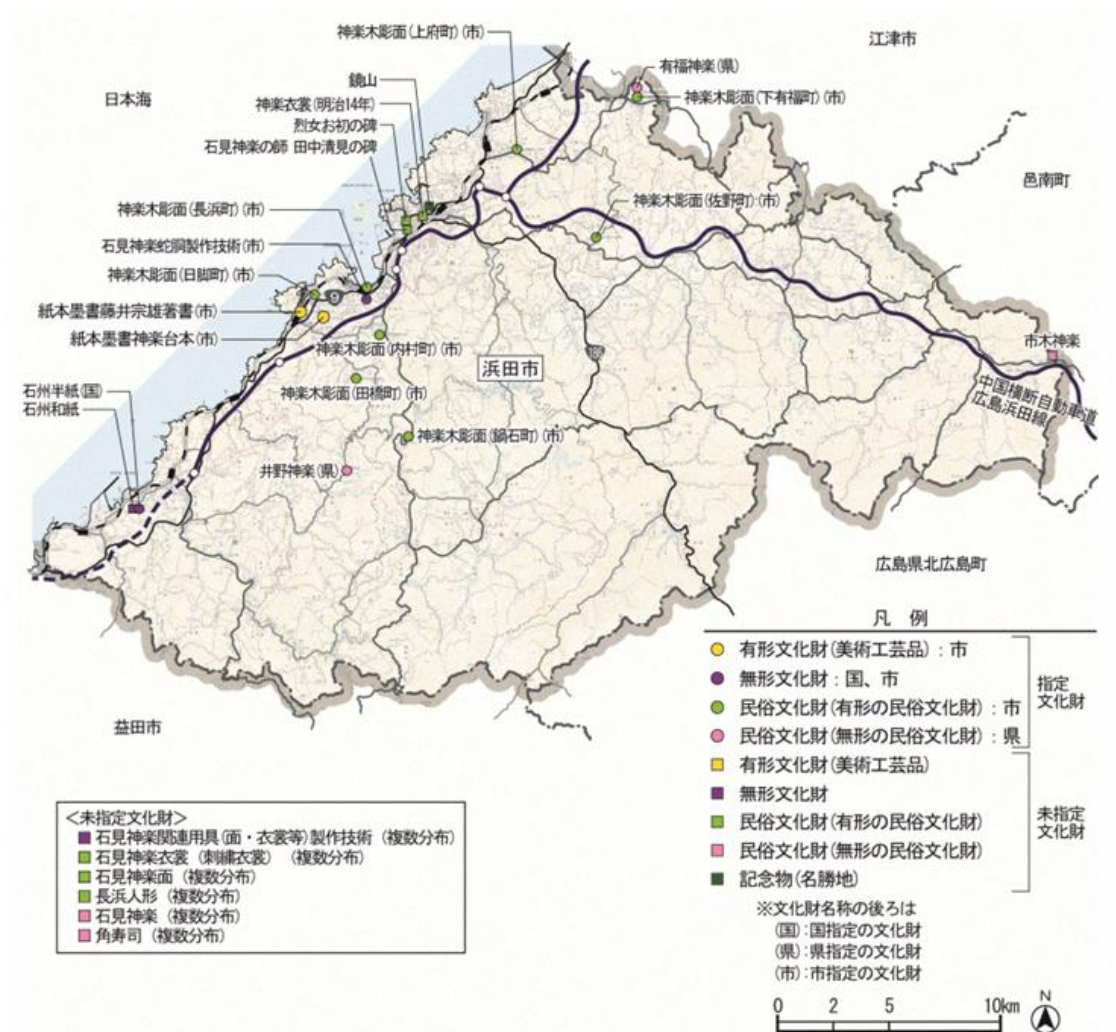


図 6-3 「石州和紙と石見神楽のまち」の構成文化財

出典：浜田市文化財保存活用地域計画

参考資料

(1) 石見神楽保存・伝承拠点基本構想検討委員会委員名簿

No.	区分	団体名・役職	氏 名	
1	学識経験者	公立大学法人島根県立大学 教授	豊田 知世	会長
2	学識経験者	島根県立古代出雲歴史博物館 専門学芸員	藤原 宏夫	
3	学識経験者	松江市文化財課歴史史料専門調査員 浜田市文化財審議会委員	浅沼 政誌	
4	学識経験者	NPO 法人石見銀山資料館 理事長 浜田市文化財審議会委員	仲野 義文	
5	情報発信関係	石見ケーブルビジョン株式会社 代表取締役社長	福浜 秀利	副会長
6	神楽団体	浜田石見神楽社中連絡協議会	小川 徹	
7	神楽団体	金城町石見神楽社中連絡協議会 副会長	塚本 猛	
8	神楽団体	旭町石見神楽保存会 会長	藤本 英佳	
9	神楽団体	弥栄町石見神楽社中連絡協議会	梅津 里美	
10	神楽団体	三隅町石見神楽社中協議会 会長	丸山 洋司	
11	子ども神楽 関係団体	どんちっちサポート IWAMI	大下 一匡	
12	神楽産業	柿田勝郎面工房 代表	柿田 兼志	
13	大学生	島根県立大学石見神楽舞濱社中 副代表	堀尾 紗里亜	
14	教育文化団体	浜田市浜田郷土資料館 館長	川本 裕司	

(2) 石見神楽保存・伝承拠点基本構想検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 石見神楽の保存・伝承拠点の基本構想に係る検討や意見交換を行うため、「石見神楽保存・伝承拠点基本構想検討委員会」(以下、「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 石見神楽保存・伝承拠点基本構想に関すること。
- (2) その他委員会の目的達成のために必要な検討に関すること。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、識見者、各種団体から推薦された者及びその他市長が特に必要と認める者をもって構成し、市長が委嘱する。

2 委員のうちから会長1名、副会長1名を置く。

3 会長及び副会長は、委員会において委員の互選により定める。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 委員の任期及び委員会の設置期間は、委員会の目的が達成されるまでとする。

(会議)

第4条 委員会は、必要の都度、市長が招集し、会長が議事の進行を務める。

2 委員は、会議の際にやむを得ない理由により欠席する場合に、それぞれが委任した代理を立てることができる。

3 会長が特に必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償費及び実費弁償)

第5条 委員が委員会の会議に出席した場合は、6,000円の報償費及び浜田市参考人等の実費弁償に関する条例(平成28年浜田市条例第14号)の規定の例により費用弁償に相当する額の実費弁償を支給する。

(事務局)

第6条 委員会の事務は、教育部文化振興課神楽文化伝承室が行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月18日から施行する。

(3) 石見神楽保存・伝承拠点基本構想検討委員会の開催状況

回	開催日・場所	内容
第1回	令和7年 5月29日(木) 中央図書館	1 委員会の設置について 2 協議事項 ・会長・副会長の選任について ・会議の公開について 3 報告事項 石見神楽保存・伝承拠点基本構想検討委員会の検討事項について 4 意見交換 石見神楽の保存・伝承拠点に必要と考える機能や展示・活用方法などについて
第2回	同年 7月11日(金) 中央図書館	1 報告事項 (1) 基本構想策定支援業務委託について (2) 第1回検討委員会における主な意見について (3) 浜田市議会石見神楽振興議員連盟からの主な意見について (4) その他 ①浜田市石見神楽万博公演視察について（浜田市議会石見神楽振興議員連盟） ②「石見神楽を創り出したまち浜田」の考察 2 協議事項 グループワーク ステップ①「拠点を通して何を指すのか（目的）」 ステップ②「目的達成に向けて、どんな機能が必要かを考えて提案する」
第3回	同年 8月8日(金) 中央図書館	1 協議事項 (1) 保存・伝承拠点のあり方と必要な機能の整理について (2) 具体的な取組方針や実現手法などに関する意見交換（グループワーク）
第4回	同年 9月19日(金) 中央図書館	1 協議事項 (1) 保存・伝承拠点のあり方の整理について (2) 保存・伝承拠点の機能ごとの具現化の方向性について

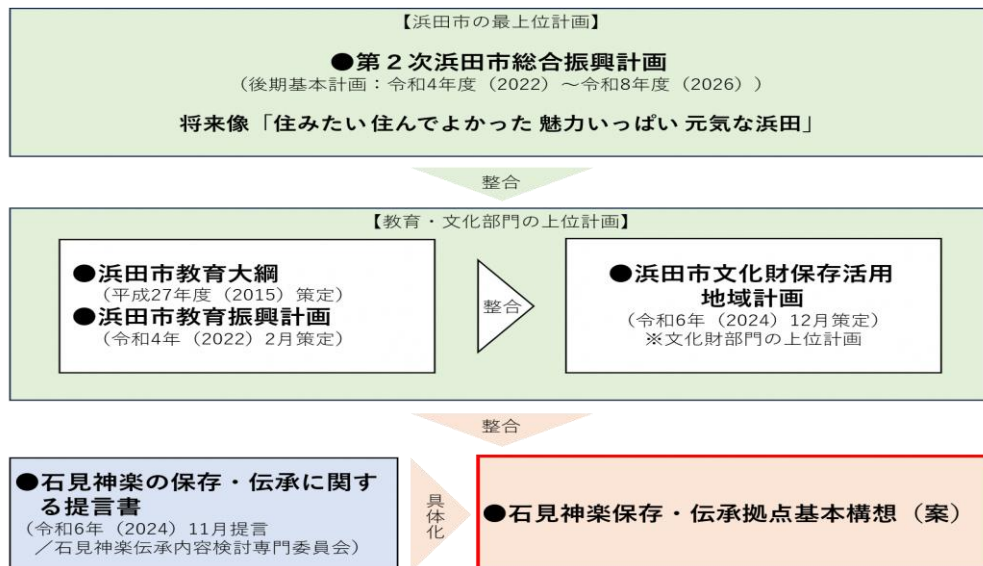
第5回	同年 10月16日(木) 中央図書館	1 協議事項 (1) 第4回検討委員会の意見を踏まえた修正案について (2) 保存・伝承拠点の運営方式・運営体制の方向性について
第6回	同年 11月18日(火) 中央図書館	1 協議事項 「石見神楽保存・伝承拠点基本構想(案)」について
第7回	同年 12月9日(火) 中央図書館	1 協議事項 「石見神楽保存・伝承拠点基本構想(案)」について
第8回	令和8年 2月6日(金) 中央図書館	1 協議事項 「石見神楽保存・伝承拠点基本構想(案)」について

1. 基本構想策定の趣旨

【本基本構想の位置づけ】

本構想は、石見神楽保存・伝承拠点基本構想検討委員会の議論に基づき、石見神楽を将来にわたって継承するための拠点のあるべき姿を基本構想（案）として整理したものです。

「第2次浜田市総合振興計画後期基本計画」「浜田市教育振興計画」の基本方針に基づくとともに、「浜田市文化財保存活用地域計画」などの関連計画との整合を図っています。



【浜田市における石見神楽の位置づけ】

石見神楽は浜田市が誇る伝統芸能であり、市内には50以上の石見神楽団体が存在します。また、日本遺産「神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～」の構成文化財にもなっています。

明治以降、改正神楽（八調子神楽）や校定石見神楽台本などの「石見神楽文化」が浜田で花開き、石見神楽面・石見神楽蛇胴・石見神楽衣裳・石見神楽笛・石見神楽花火などの「ものづくり」が生まれ、様々な地域に伝わりました。

現在、これら浜田が生み出した石見神楽の文化をひとつも取り入れていない石見神楽はないことから、浜田だけが石見神楽を継承する地域のなかで唯一「石見神楽を創り出したまち」ということができます。



【現状と課題及び提言】

「石見神楽の保存・伝承に関する提言書」（令和6年11月）では、(1)祭礼行事の簡素化などに伴う奉納神楽・夜明け舞の減少、担い手不足、資金減少、(2)石見神楽関連産業やものづくり技術の後継者不足と模倣品の流通、(3)「石見神楽を創り出したまち浜田」の情報発信不足と学べる場所の不在、(4)石見神楽用具や関連資料の散逸と調査研究の不足、(5)行政における専門職員の未配置、を課題として整理されました。その上で、今後の取組の方向性として、(1) 石見神楽団体（舞、舞い手、楽人）の保存・伝承、(2) 石見神楽関連産業、ものづくり技術の保存・継承、(3) 「石見神楽を創り出したまち浜田」としての情報発信、(4) 行政における調査研究、(5) 石見神楽の保存・伝承を担う拠点施設、について提言されています。

2. 保存・伝承拠点のあり方

【保存・伝承拠点のビジョン・コンセプト（目指す姿）】

－石見神楽のすべてがわかり、観て感じることができる、 浜田市民が誇れる拠点－

拠点の目的は、浜田の宝である石見神楽を「守り」「伝え」「未来へつなぐ」ことです。

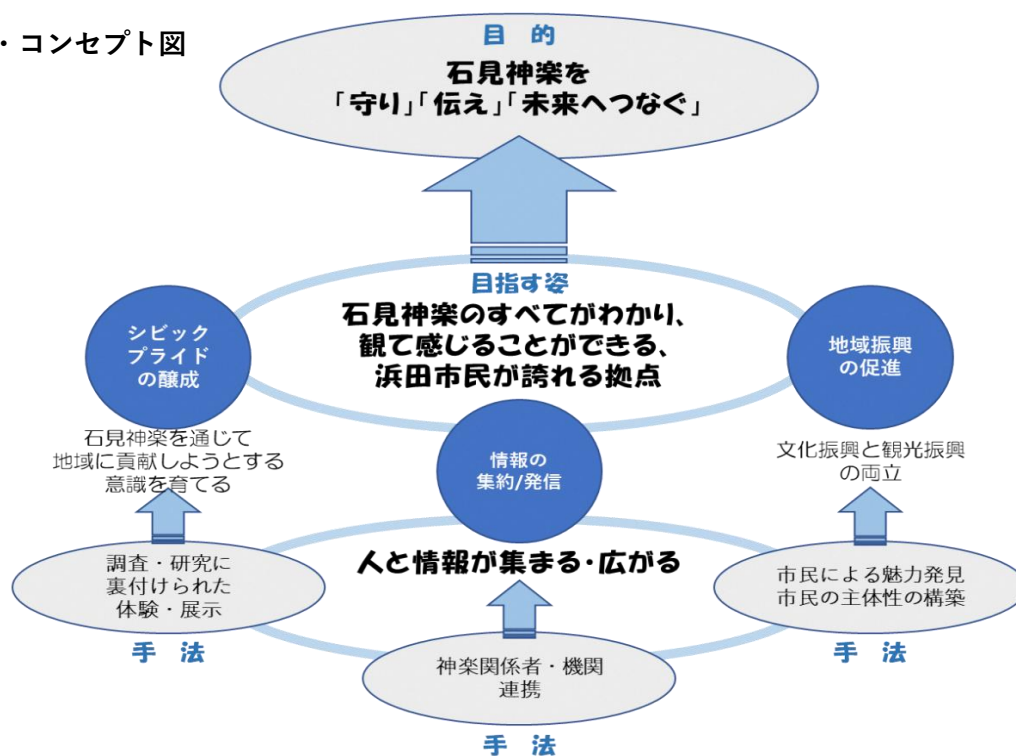
「伝統的な石見神楽の舞の文化」や石見神楽団体・石見神楽関連産業・ものづくり技術を後世に伝承し、市民が身近に親しみやすい拠点とし、ここに来れば石見神楽のすべてがわかり、石見神楽のすべてを観ることができ、市民の誇りとして内外に紹介できる拠点をつくります。

専門職員など（石見神楽の専門的な知識を持つ職員及び学芸員）による調査・研究を基にした体験・学習プログラムや展示などを通じ、市民の正しい理解と誇りを醸成します。

市内の神楽団体・職人・観光関係者・学校・行政などが連携し、「情報のハブ」としての機能も担います。

第一のターゲットは浜田市民とし、市民が石見神楽に誇りを持つことで、観光誘客にもつながり、文化振興と観光振興が一体となった「市民による魅力発信」がここから始まります。

ビジョン・コンセプト図



【保存・伝承拠点の7つのミッション（使命・意義）】

用具・資料の
収集・保存

調査・研究

後継者の
育成・確保

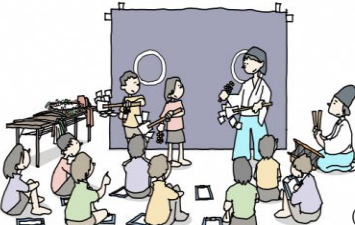
舞（保持演目）や
文化、ものづくり
技術の伝承

市民の誇りの醸成

情報のハブ

魅力の発信

【保存・伝承拠点に必要な5つの機能と活用の方向】

機能	活用の方向
収集・保存機能	▶ 面・蛇胴・衣裳などの石見神楽用具や、歴史的な図書・文献・写真・映像・音声などの資料を専門的視点で選定し、適切な環境で保存・管理を行います。 ▶ 市内に存在する用具や資料の現状を悉皆調査し、全体像を把握した上で、本拠点で保存すべき資料を選定・収集します。 ▶ 資料の劣化を防ぐため、温湿度管理のとれた収蔵庫を整備します。また、来訪者への公開もできるような収蔵形態や収蔵庫を見学できる取組も検討します。  神楽面や衣裳などの用具の収蔵
調査・研究機能	▶ 専門職員などが中心となり、石見神楽の歴史的背景・演目構成・地域ごとの特色・用具の製作技術などの継続的な調査・研究を実施します。 ▶ 大学・研究機関と連携し研究を深め、成果を広く情報発信するとともに、全国の神楽との比較研究を通じて石見神楽の特色を整理し、その価値をより明確に伝えていきます。  用具などの調査  研究成果の公表
展示機能	▶ 常設展示と企画展示を組み合わせ、「受け手からつなぎ手へ」をコンセプトに、「見る」「触れる・感じる」「知る」「やってみる」「考える」の5ステップを通して体験できる構成とします。 ▶ 展示内容は小学校高学年程度が理解できる表現を基本とし、多言語対応・障がい者配慮・デジタル・AI活用を検討します。  太鼓をたたいたり、神楽面をつけてみたりなどの体験ができる  神楽に関わる人々からのメッセージを聞く
教育・普及機能	▶ 学校のふるさと郷育での積極的な活用、専門職員などによる出前講座や来館プログラムを実施します。 ▶ 子どもから大人までの体系的な学習プログラム、市民ガイド養成、市内情報の集約・発信により、拠点施設だけでなく市内各地へ人々が足を運ぶきっかけを創出します。  ふるさと郷育（学校出前講座）
交流機能	▶ 夜明け舞の演舞も可能な舞殿を整備し、舞殿を核として舞の文化継承・団体間交流・合同公演・体験イベントを実施します。 ▶ 多目的室を整備し、各種会議・講座、体験イベント、ワークショップ、学習・創作活動などの開催に柔軟に活用します。  定期講演

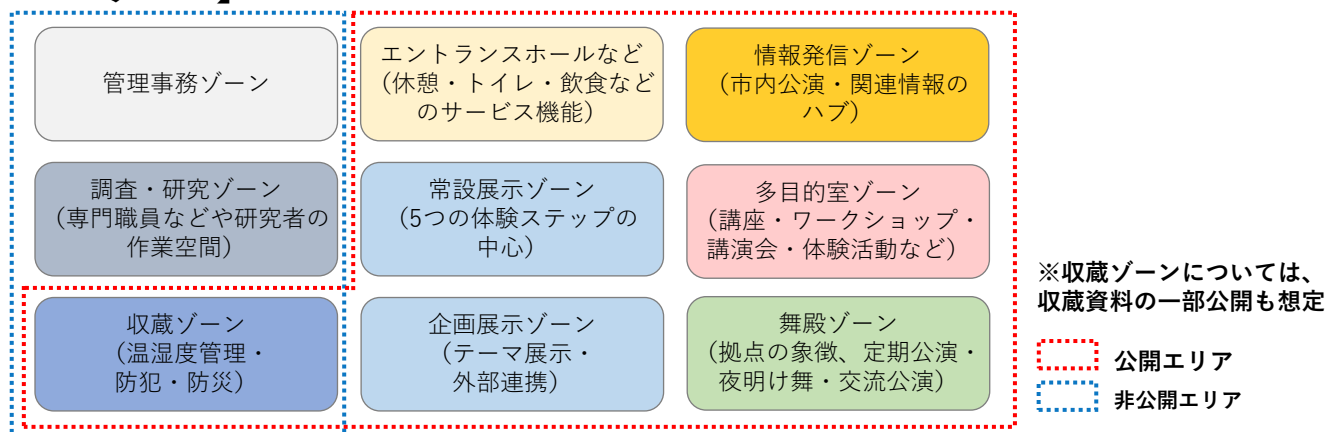
3. 拠点施設の構成及び管理運営方針

【拠点施設の位置づけ】

この拠点は、「石見神楽のすべてがわかり、観て感じることができる、浜田市民が誇れる拠点」として、より多くの市民や県内外からの来訪者が集い、石見神楽を身近に感じ、理解を深め、誇りを育み、文化を後世に伝承する場所となることが重要です。

こうした考えのもと、検討委員会では、郷土資料館その他の文化施設などとの複合施設とはせず、石見神楽に特化した拠点施設として整備することが望ましいと整理しました。

【9つのゾーン】



【管理運営方針】

基本方針：「後継者育成」や「市民の誇りの醸成」を最重要視しつつ、観光振興や地域経済の活性化も考慮した持続可能な運営を目指します。

運営方式：施設の公共性を維持しつつ、民間事業者のノウハウを活用する「官民共同型」による運営を基本とします。施設は浜田市が所有し、指定管理・業務委託・コンソーシアム形式などを検討します。

4. 今後の展望

【石見地域における石見神楽と浜田市の役割】

浜田市は「石見神楽を創り出したまち」として、石見神楽が伝承されている各地域の中心としての役割を担うことが期待されます。本拠点の機能が十分に活用されることにより、石見神楽の次世代継承と、浜田市及び広域圏への観光誘客につなげます。

【文化財指定などに向けた取組】

浜田市における石見神楽に関する文化財指定は、現在、島根県指定の「井野神楽」「有福神楽」や浜田市指定の「紙本墨書神楽台本」「石見神楽蛇胴製作技術」「神楽木彫面25点」があります。今後、価値の高い石見神楽関連文化財の指定を進め、ものづくり技術や舞の文化財指定、意匠・商標・特許・著作権などによる保護を目指します。

【市内各地域・施設との連携（フィールドミュージアム）】

地域で保存・伝承するものと拠点施設で保存・伝承するものを整理した上で、市内に散在する石見神楽関連施設・資源と連携する仕組みの構築が必要であるとの意見が検討委員会でありました。拠点施設に人が集まるだけでなく、各地域の施設・資源へと拡散していく仕組みを構築します。地域との連携体制づくりやハード・ソフト対策を講じ、市全体で「石見神楽を創り出したまち浜田」を体感できる地域づくりを図る必要があります。

石見神楽保存・伝承拠点基本構想策定支援業務

報告書 資料編

1-1. 施設規模及び概算工事費	1
1-1-1. 施設規模の検討	1
1-1-2. 概算工事費	5
1-1-3. 縮小案の検討	7
1-1-4. 類似施設の情報収集	9
1-2. 運営方式・運営体制の検討	25
1-2-1. 事業運営方式に関する参考資料	25
1-2-2. 博物館組織体制に関する参考資料	26
1-3. 浜田郷土資料館との複合化の検討	27

令和 8 年 3 月

株式会社エブリプラン

1-1. 施設規模及び概算工事費

1-1-1. 施設規模の検討

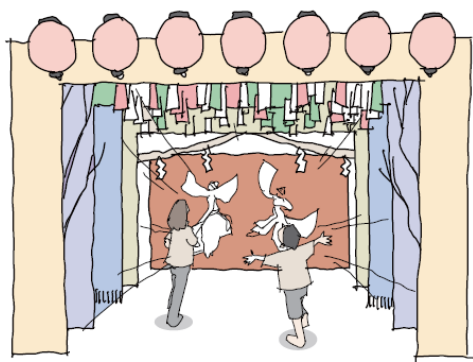
施設規模については、検討委員会では特に議論をされていないが、浜田市民が誇れるような施設という意見もあり、他都市の事例なども参考にしながら、望まれていると思われる基本案を整理した。

なお、本基本構想においては、具体的な展示素材や手法及び収容規模が明確になっていないことから、一つの目安として規模算定を行った。算定にあたっては、要求諸室の形状や規模などを考慮し、検討に適した 40 m² (5m×8m) を基本原単位として想定を行った。

1) 展示ゾーン

(1) 常設展示室(スポット展示コーナーを含む)

展示については、具体的な展示内容や手法及び機能などが明確になっていないことから、5つのステップを想定しており、平均して2単位程度の展示室を確保することとして、400 m²程度を想定する。



(2) 企画展示室

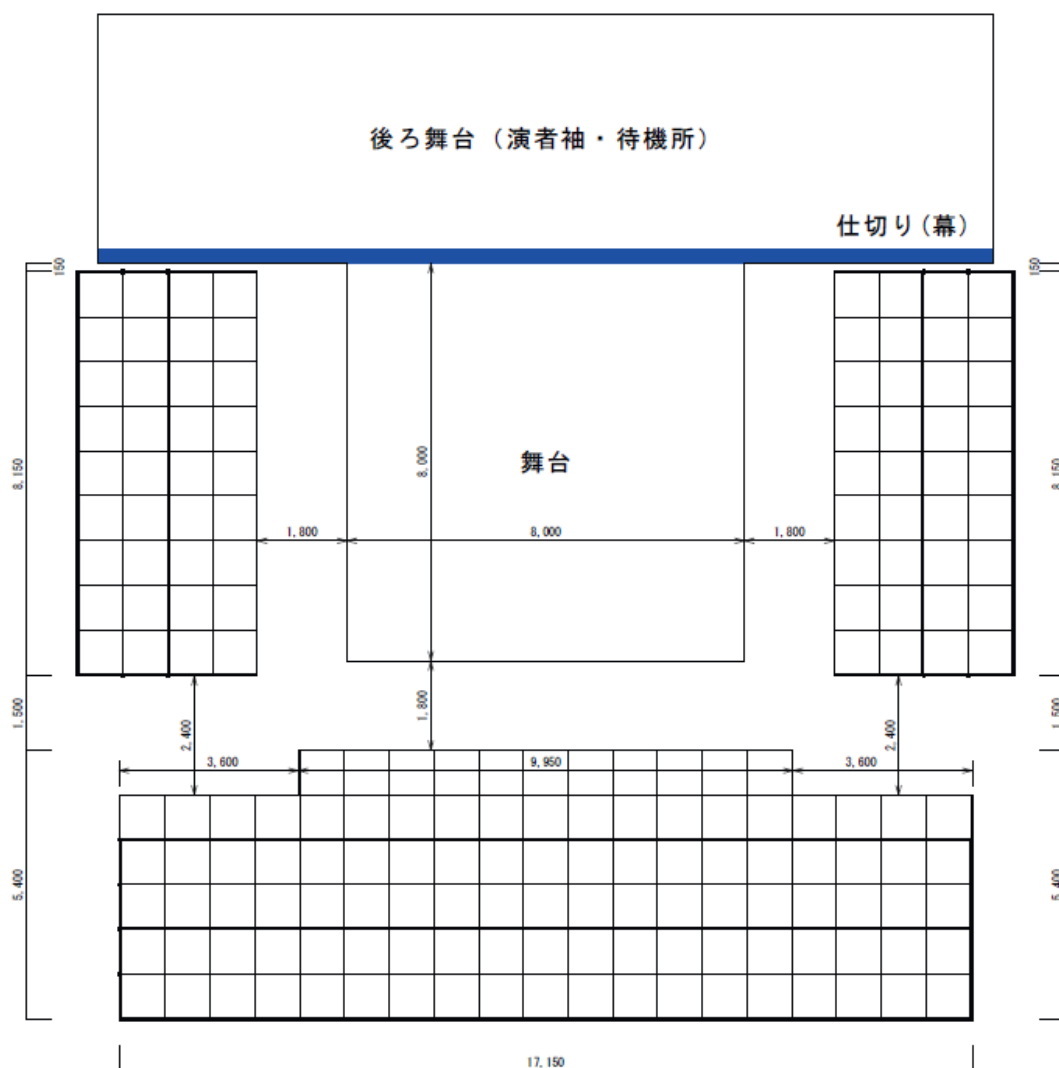
常設展示室の1ステップ分を確保するものとし、80 m²程度を想定する。

2) 交流ゾーン

(1) 舞殿(ホール)

基本的には現在行われている定期公演にも対応できる施設を想定する。基本構想では神社で舞っている雰囲気を大切にすることとされている。三宮神社の公演ではコロナ前の時期でも最大でも 150 人程度であったが、それ以上の需要はあると想定し、200 人収容を一つの目安とする。

稼働機敷席の配置を想定し、概ね $20\text{m} \times 20\text{m} = 400\text{ m}^2$ が必要と想定する。



(2) 多目的室

50 人程度のガイダンスなどに対応できるスペースとして、2 単位 (80 m^2 : 1 人当たり 1.6 m^2 /人) を確保する。

(3) ホワイエ

舞殿などへの入場にあたり、休憩スペースや待機スペースとなる空間として、ホールの 20% 程度を見込むものとする。

3) 情報発信ゾーン

(1) 情報発信スペース

浜田市内に散在する石見神楽に関する情報などが掲載された、パンフレットや案内板（デジタルサイネージ等）をおいたりするスペースとして、40 m²を確保する。

(2) ミュージアムショップ

石見神楽に関する各種のグッズを販売する物販スペースとして、40 m²を確保する。

4) 管理事務・調査研究ゾーン

管理事務ゾーンでは、受付、事務室、館長室、学芸員室、職員更衣室、職員休憩室及び調査研究室などを確保するものとし、全体で160 m²程度を想定する。

5) 収蔵ゾーン

収蔵庫は、常設展示室と同規模を確保しておくものとする。今後収蔵品などの調査結果をもとに、最終的な規模を設定する必要がある。

また、企画展示や収蔵品の入出にあたり、荷解き室や燻蒸・補修室も必要と想定されることから、併せて40 m²程度確保する。

6) エントランスホール

エントランスホールは利用者の集散の場となるところであり、2単位の80 m²程度は必要と想定している。

7) 廊下及び便益施設など

建築物としては、上記の主要諸室（空間）に加え、廊下や階段、トイレや機械室、倉庫などが必要になるが、施設の性格上少し余裕を持たせ、主要諸室（空間）面積の40%を見込むものとする。

上記の想定面積を取りまとめると、次のように概ね2,600 m²の施設になると見込まれる。

ここで示した規模は、検討委員会での意向を反映したものと考えているが、具体的な数値を提示し議論していないので、過不足の検証はできていない。

ゾーン	室名	基本案	
		面積 (㎡)	備考・根拠
展示ゾーン	常設展示室	340	展示室はスポット展示コーナーを含め400㎡程度を想定
	スポット展示等	60	
	企画展示室	80	
交流ゾーン	舞殿	400	1.2㎡/席程度で算定。200席程度を想定 $200 \times 1.2 = 240\text{㎡}$ 舞殿＋その他部分で160㎡程度
	多目的室	80	1人当たり1.6㎡程度で想定（50人）
	ホワイエ	80	
情報発信ゾーン	情報発信スペース	40	
	ミュージアムショップ	40	
管理事務ゾーン 調査研究ゾーン	事務室	40	
	受付	20	
	館長室	20	
	学芸員室	20	
	職員休憩室	20	
	職員更衣室	20	
	調査研究室	20	
収蔵ゾーン	収蔵庫	400	常設展示室と同程度を想定
	荷解き室	20	
	燻蒸・補修室	20	
エントランスホール		80	
合計		1,800	
廊下係数（概ね40%程度）		800	廊下係数により、廊下・階段・トイレ・機械室等の面積を算定
総合計		2,600	

※上記の想定面積は、文部科学省においてかつて定められていた「公立博物館の設置及び運営に関する基準」の面積規模（市町村においては 2,000 ㎡）も参考に設定している。

1-1-2. 概算工事費

概算工事費としては、過去の事例等を参考に単位面積当たりの整備単価を想定し、建築物の想定面積や展示面積を乗じて、概算事業費を算出した。

加えて、舞殿の整備にあたっては、舞台の演出照明や音響などの特殊機材も必要と想定されることから、それらの費用も加算し、概ね 31 億円の工事費になると想定する。

項目	基本案	
	概算金額 (千円)	適用
建築工事費	2,366,000	2600㎡×910千円 (過去事例を参照)
展示工事費	400,000	400㎡×1,000千円 (過去事例を参照)
舞殿ステージ等	25,000	可動式のステージや栈敷席を想定
舞台音響・照明	50,000	
小計	2,841,000	
消費税	284,100	
合計	3,125,100	

なお、設置場所が未定であることから、付帯する駐車場や外構整備に関する費用や給排水設備の引込に関する経費は含んでいない。

また、過去の事例をもとに概ね現在価格を想定したものであり、今後の物価変動、展示内容や手法、素材などの設定により、金額は変動する。

【建築工事費単価算定 参考資料】

建築工事については、陸前高田市立博物館を参照に建築工事の単価を算定した。

参照施設については、HP 公開情報を基に、近年建築された延床面積 2,600 m²前後の博物館等の事例から選定した。

事例名：陸前高田市立博物館

概要：RC 造、2800 m²、令和 3 年 7 月竣工

事業費：建築工事 19.05 億（展示は別途）

① m²単価：68.04 万円/m²（19.05 億/2800 m²）

② 建設デフレータ及び今後の物価上昇（1.33）を乗じると、

$68.04 \times 1.33 = 90.49$ 万円/m² ⇒ 91 万円/m²

なお、現時点で建築物の階数や構造、素材のグレードも未定であり、あくまで一つの目安として設置した数値である。



【展示工事費単価算定 参考資料】

展示に関する工事費単価としては、類似施設をベースに 1,000 千円/m²程度を想定した。

現時点では施設の展示内容や手法は複数考えられることから、地域の文化や歴史を伝える施設のうち、貴重な資料を保護するための展示ケースが導入されている施設、資料が露出で展示されている施設、映像・デジタル展示や体験展示が中心の施設など、様々な方向性の施設を参考としている。内容によっては 800 千円/m²程度でもある程度の整備は可能と考えられる。

1-1-3. 縮小案の検討

前項で示した規模や工事費は、検討委員会での意見を反映させたものと考えているが、財政事情を考慮し、縮小案も併せて検討した。

展示室や舞殿などの主要施設を中心に規模を約 75%程度にした機能圧縮案、50%程度にした最低限機能案を設定した。

ゾーン	室名	基本案		機能圧縮案（概ね75%）		最低限機能案（概ね50%）	
		面積 (㎡)	備考・根拠	面積 (㎡)	備考・根拠	面積 (㎡)	備考・根拠
展示ゾーン	常設展示室	340	展示室はスポット展示コーナーを含め400㎡程度を想定	260	展示室はスポット展示コーナーを含め75%程度に圧縮	200	基本案の50%に圧縮
	スポット展示等	60		40		0	
	企画展示室	80		60	面積を圧縮	0	廃止
交流ゾーン	舞殿	400	1.2㎡/席程度で算定。 200席程度を想定 200×1.2=240㎡ 舞殿＋その他部分で160㎡程度	300	1.2㎡/席程度で算定。 150席程度を想定 150×1.2=180㎡ 舞殿＋その他部分で120㎡程度	240	1.2㎡/席程度で算定。 100席程度を想定 100×1.2=120㎡ 舞殿＋その他部分で120㎡程度
	多目的室	80	1人当たり1.6㎡程度で想定 (50人)	40	1人当たり1.6㎡程度で想定 (25人)	0	廃止
	ホワイエ	80		60	縮小	40	最小化
情報発信ゾーン	情報発信スペース	40		30	30㎡(75%)に縮小		
	ミュージアムショップ	40		30	30㎡(75%)に縮小	40	ミュージアムショップと情報発信スペースを統合して、40㎡とする
管理事務ゾーン 調査研究ゾーン	事務室	40		40		30	30㎡に縮小
	受付	20		15	規模縮小	10	規模縮小
	館長室	20		0	事務室に統合	0	事務室に統合
	学芸員室	20		0	事務室に統合	0	事務室に統合
	職員休憩室	20		20		20	統合して20㎡程度とする
	職員更衣室	20		20			統合して20㎡程度とする
	調査研究室	20		20		0	廃止。 調査研究室は外部に設置
収蔵ゾーン	収蔵庫	400	常設展示室と同程度を想定	300	常設展示室と同程度を想定	200	常設展示室と同程度を想定
	荷解き室	20		20		20	
	燻蒸・補修室	20		20		20	
エントランスホール		80		60	60㎡に縮小	40	40㎡に縮小
合計		1,800		1,335		860	
廊下係数（概ね40%程度）		800	廊下係数により、廊下・階段・トイレ・機械室等の面積を算定	565	廊下係数により、廊下・階段・トイレ・機械室等の面積を算定	440	廊下係数により、廊下・階段・トイレ・機械室等の面積を算定
総合計		2,600		1,900		1,300	

工事費は機能圧縮案で約 23 億円、最低限機能案で約 15 億円になると想定される。

項目	基本案		機能圧縮案（概ね75%）		最低限機能案（概ね50%）	
	概算金額 （千円）	適用	概算金額 （千円）	適用	概算金額 （千円）	適用
建築工事費	2,366,000	2600㎡×910千円 （過去事例を参照）	1,729,000	1900㎡×910千円 （過去事例を参照）	1,183,000	1300㎡×910千円 （過去事例を参照）
展示工事費	400,000	400㎡×1,000千円 （過去事例を参照）	270,000	300㎡×900千円 （過去事例を参照）	160,000	200㎡×800千円 （過去事例を参照）
舞殿ステージ等	25,000	可動式のステージや 栈敷席を想定	21,000	可動式のステージや 栈敷席を想定	18,000	可動式のステージや 栈敷席を想定
舞台音響・照明	50,000		43,000		38,000	
小計	2,841,000		2,063,000		1,399,000	
消費税	284,100		206,300		139,900	
合計	3,125,100		2,269,300		1,538,900	

1-1-4. 類似施設の情報収集

1) 展示・体験の手法などの参考事例

無形文化財の伝承、地域観光への寄与、歴史展示、体験手法などに類似ポイントがある施設として、以下の施設を参考事例として紹介する。

参考事例

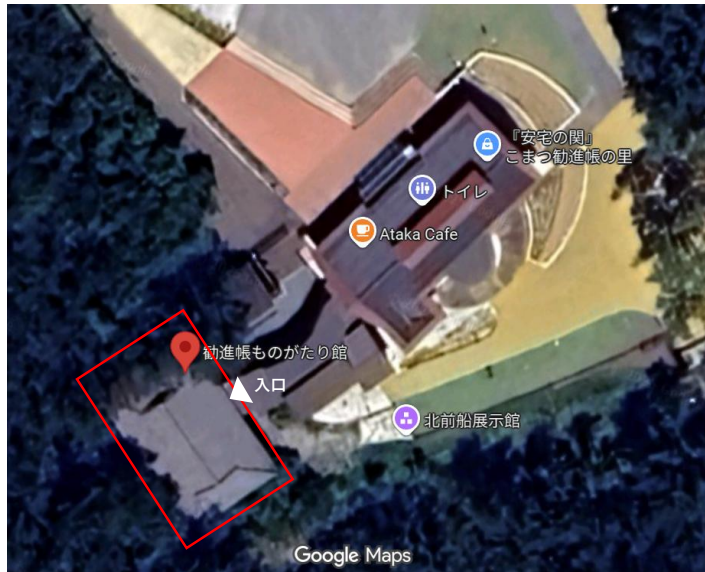
施設名	所在地	開館	参考とする点
勸進帳ものがたり館	石川県 小松市	2020 年 リニューアル	・無形文化財の伝承、広報、観光促進 ・導入展示のイメージ ・AR によるなりきり体験 ・演目や小道具などの用具などの紹介等
東灘だんじりミュージアム	兵庫県 神戸市	2024 年 リニューアル	・無形文化財の伝承、広報、観光促進 ・展示の構成（出会う・体験・学ぶ） ・体験型シアター（疑似体験） ・太鼓の体験ゲーム（楽しむ）等
ふじさんミュージアム	山梨県 富士市	2015 年 リニューアル	・導入展示のイメージ ・VR シアター等
熊本城ミュージアム わくわく座	熊本県 熊本市	2011 年	・観光案内 ・VR 映像シアター ・なりきり体験、甲冑体験 ・クイズで学ぶ等
湯本豪一記念日本妖怪博物館	広島県 三次市	2019 年	・サイネージによる図鑑（演目や社中紹介） ・デジタルデザイン（楽しみ）等
筆の里工房	広島県 熊野町	1994 年	・実演工房や体験工房 ・ギャラリーホール ・セレクトショップ等

勸進帳ものがたり館

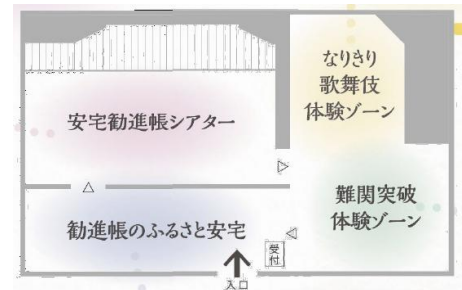
- 類似ポイント
 - ・無形文化の伝承
 - ・地域観光への寄与

・概要

歌舞伎の魅力と、義経一行の“安宅あたかの難関突破”を描いた演目「勸進帳」のロマンを伝え、「歌舞伎のまち・小松」のブランドを発信する観光集客拠点。



建物の航空写真（GoogleMapsより）



フロアマップ（パンフレットより抜粋）

- ・所在地：石川県小松市
- ・開館：2020年リニューアル
- ・機能：観光案内
- ・延床面積：313㎡
- ・展示面積：227㎡
（ものがたり館＋曳舟展示室）

勸進帳ものがたり館



「勸進帳のふるさと安宅」を伝える導入展示
（歴史・衣装展示）



歌舞伎の舞台を模した安宅勸進帳シアター
（映像展示・定員30名程度）



ARによる隈取のなりさき体験（フォトスポット）



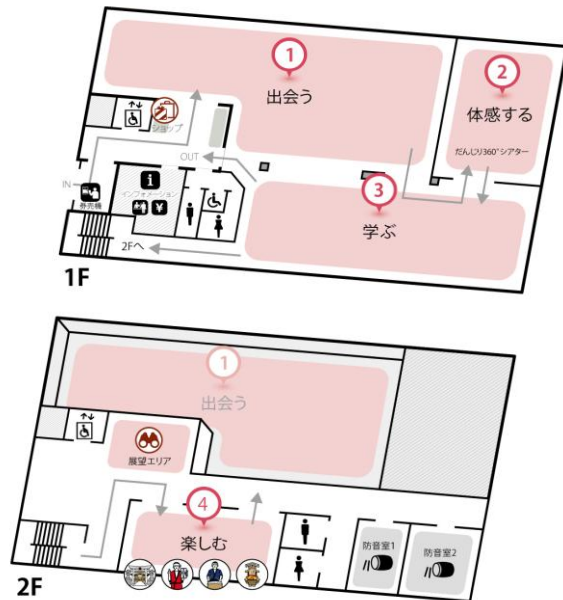
代表的な演目紹介（模型・実物・小道具・演目広告など展示）

東灘だんじりミュージアム

- 類似ポイント
- ・無形文化の伝承
- ・地域観光への寄与

・概要

東灘だんじり5地区の氏神神社やだんじりを紹介し、その文化を受け継ぎ、実際のだんじりに参加してみたい体感型ミュージアム。



フロアマップ (HPより抜粋)



外観・入口

- 3Fには、貸室もあり。
- ・コミュニティホール (360㎡)
 - ・会議室 (180㎡)
- 2F防音室は地域での鳴り物の練習として貸出
- ・防音室1 (63.91㎡)
 - ・防音室2 (31.36㎡)

- ・所在地 : 兵庫県神戸市
- ・開館 : 2024年リニューアル
- ・機能 : 観光案内
- ・延床面積 : 5,133㎡
- ・展示面積 : 1,238㎡

東灘だんじりミュージアム



実物展示と地域ごとのだんじり紹介する「出会う」コーナー



シアターでだんじりに乗り宮入を疑似体感できる「体感する」コーナー



製作工程や道具について知る「学ぶ」コーナー



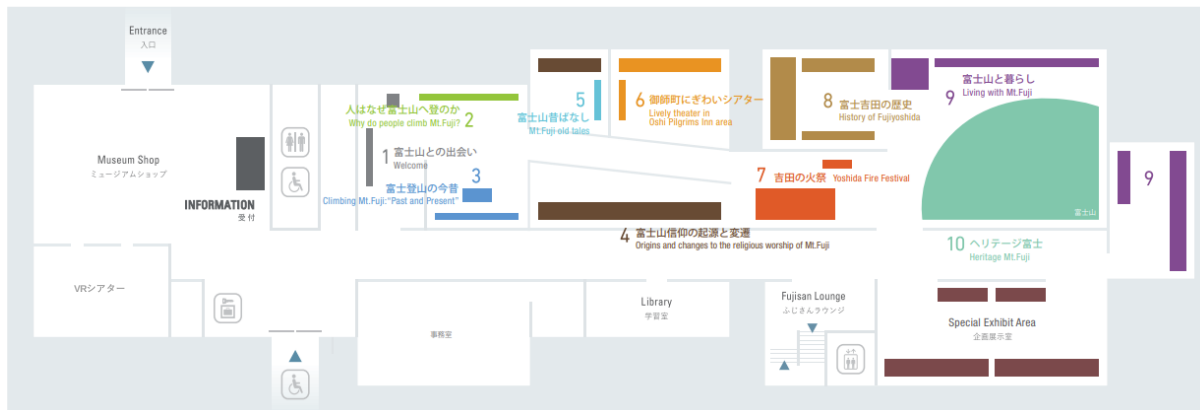
太鼓やはっぴの衣装体験ができる「楽しむ」コーナー

ふじさんミュージアム

- 類似ポイント
- ・無形文化の伝承
- ・地域観光への寄与
- ・歴史展示

・概要

昭和54年に富士吉田市郷土資料館として開館後、幾度かの増改築を経て、2015年に「ふじさんミュージアム」へ。富士山が世界文化遺産に登録されたのをきっかけに、幅広い利用者に対応するため「富士信仰」に関する資料をメインに、富士山について誰もが気軽に楽しく学べる施設。



フロアマップ (HPより抜粋)

- ・所在地 : 山梨県富士市
- ・開館 : 2015年リニューアル
2023年VRシアター開設
- ・機能 : 歴史
- ・延床面積 : 4,000㎡
- ・展示面積 : 1,115㎡ (うちVRシアター115㎡)

ふじさんミュージアム



富士の歴史や信仰について紹介 (歴史)



「富士山の四季や富士山にまつわるトピックを紹介 (映像・模型)



貴重な富士信仰資料の展示 (歴史・実物・ケース展示)



高精細な映像で富士登山と美しい富士山の絶景を体感する
VRシアター (映像展示・定員20名程度)

- 類似ポイント
- ・地域観光への寄与
- ・歴史体験展示

熊本城ミュージアム わくわく座（桜の馬場観光交流施設）

概要

熊本城の周辺観光の基地として観光客の滞在を増やし周遊へと誘うことや、熊本市の歴史と文化をエンタメ性高く魅力的に紹介するための施設。



- ・所在地 : 熊本県熊本市
- ・開館 : 2011年
- ・機能 : 観光案内
- ・延床面積 : 3,301㎡
- ・展示面積 : 1,293㎡

わくわく座と周辺施設（施設HPより）

熊本城ミュージアム わくわく座（桜の馬場観光交流施設）

見て 聞いて 触って

1F 熊本城や熊本を学んで体験

「熊本城被災・復旧プロジェクト」などの新しいコンテンツも登場。熊本城の魅力をもっと身近に感じよう。

2F ものがたり御殿

熊本城の歴史をドラマ仕立てで

迫力ある映像やお宝で熊本城から広がる歴史ハイライトを紹介します。時空を越えたドラマをお楽しみください。

寸劇&VRコーナー

1 熊本城被災・復旧プロジェクト

音と映像を使って、熊本城の立体模型に石垣や瓦の損傷、復旧の様子を再現。また復旧イメージもご覧いただけます。

2 熊本城定点ライブカメラ

9台のカメラを設置し、わくわく座館内のモニターでリアルタイムに復旧状況を把握することができます。

3 熊本城被災映像

「被災直後の熊本城」と「天守閣・本丸御殿・宇土櫓内部」の3本の映像を繰り返し上映しています。

4 石垣積み体験

武家屋敷の築名を持つ熊本城の石垣作りを体験できるコーナーです。

5 清正公と背比べしよう

加藤清正公と一緒に背比べをしながら記念撮影ができます。清正公の年表も展示しています。

6 駕籠体験（移動交代）

原寸大の駕籠に乗って、当時のお堀様の乗り心地や大きさを体験してください。

7 なりきり体験

豪華な衣装を身に付けて熊本城のお堀様・お堀渡り橋を歩きましょう。

8 馬術体験

お堀さまも乗っていた？ 模様の馬にまたがって「いざ出陣！」

9 甲冑体験

本物そっくりの再現した、甲冑を身に付けることができます。

10 西南戦争 立体紙芝居

明治時代の戦場を切り抜いた自動大型紙芝居装置で、西南戦争のエピソードを見逃さず3Dに再現します。

11 西南戦争 コーナー

クイズやゲームで西南戦争を楽しく学んだり、政府軍や義勇軍に衣装を着て撮影したりすることができます。

12 歴代有名対局クイズ

加藤清正公・宮本武蔵、豊後守・熊本守などの有名対局クイズを楽しめます。

13 寸劇

「義経の清正」「肥後守伝」「カメラは見た！ 明治の熊本」などの演目による愉快なエンターテインメントです。

14 熊本城VR完全版！

江戶時代、被災前の熊本城の姿を全範囲バーチャルリアリティ映像で見ることができます。

熊本城最新発掘調査の展示

熊本城ヘッドマウントディスプレイ

なりきり道中熊本城さるき（有料）

お堀や町並、おともやなど時代衣装を手軽に着て館外も散策できます。

熊本城ミュージアム わくわく座（桜の馬場観光交流施設）



熊本城被災・復旧プロジェクションマッピング（歴史・映像・模型）



「ものがたり御殿」熊本城VR映像シアター
（映像展示・定員120名）



なりきり体験



クイズで学ぶ西南戦争（歴史・クイズ）

湯本豪一記念日本妖怪博物館（三次もののけミュージアム）

- 類似ポイント
 - ・地域観光への寄与
 - ・デジタル技術の活用



常設展示室



常設展示室



サイネージによるデジタル妖怪図鑑
©チームラゴ



描いたオリジナル妖怪が壁面に映し出される
デジタル妖怪お絵描き
©チームラゴ

- ・所在地：広島県三次市
- ・分野：人文
- ・設立主体：三次市
- ・開館年月：2019年（平成31年）4月

※面積については下記をご参照ください
「令和5年三次市三次地区拠点施設指定管理者募集要項」より

名称	概要
湯本豪一記念日本妖怪博物館 （三次もののけミュージアム）	① 用途 博物館 ② 構造 鉄骨造2階建 ③ 延床面積 1,132㎡（1階737㎡、2階395㎡） ④ 施設概要 〔1階〕 ・展示室462㎡ ・エントランスホール、ミュージアムショップ80㎡ ・エレベーターホール及び荷捌場41㎡ ・事務室27㎡ ・その他機械室、トイレ等127㎡ 〔2階〕 ・調査・研究室52㎡ ・収蔵庫171㎡ ・会議室57㎡ ・館長室25㎡ ・その他エレベーターホール、更衣室、トイレ、湯沸室等90㎡
三次地区文化・観光まちづくり 交流館	① 用途 交流施設 ② 構造 鉄骨造平屋 ③ 延床面積 571㎡ ④ 施設概要 ・体験機能室（愛称：平太郎サロン）83㎡ ・地域交流室41㎡ ・ミーティング室11㎡ ・売店、情報提供スペース107㎡ ・事務室23㎡

※フロアマップ（館のHPより）

博物館フロア



エントランスホール

- デジタル妖怪大図鑑

常設展示室「日本の妖怪」

常設展示室「稲生物怪録」

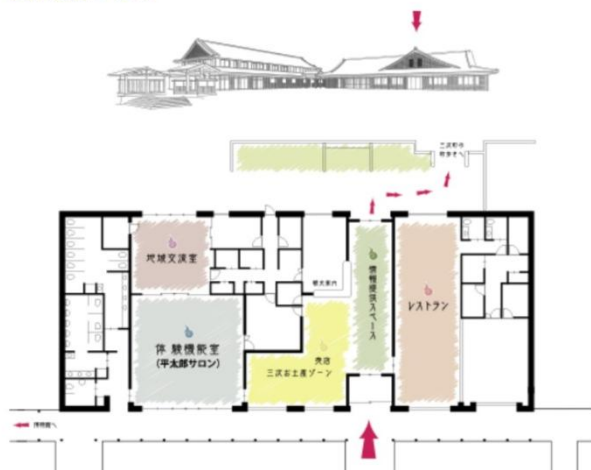
企画展示室

チームラボ妖怪遊園地

- お絵かき妖怪とピープル
- 妖怪が住まうテーブル
- 妖怪力メロ

※フロアマップ（館のHPより）

交流館フロア



地域交流室

出会い、繋がり、交流する

ラウンジ風の造りで、地域内外の人がふらっと来てくつろいで貰える交流の場。地域の文化財を使ってミニギャラリーを開いたり、地域の打合せの場としても使えます。

体験機能室「平太郎サロン」

見る・聞く・触る・作る

スクリーンとプロジェクターを使って、文化的な講座や、ワークショップなどの制作体験等ができます。

売店（三次お土産ゾーン）

三次の宝を紹介

三次町内のお土産の販売とともに、作っているお店の紹介、そこから三次町へのまち歩きへ。三次市内のお土産の他、妖怪関係のお土産を販売。

情報提供スペース

三次の町の出入口

地域情報や観光情報を提供、三次地区の歴史概要を映像やパネルで紹介します。町歩き用のガイドパンフレットでまちの商店や展示施設もご案内します。

はなうた食堂

腹が減っては三次は歩けぬ

お腹を満たして、三次の町を楽しむ活力に！

■筆の里工房

- 類似ポイント
 - ・地域観光への寄与
 - ・デジタル技術の活用



ギャラリーホール



セレクトショップ（製造会社の店舗）



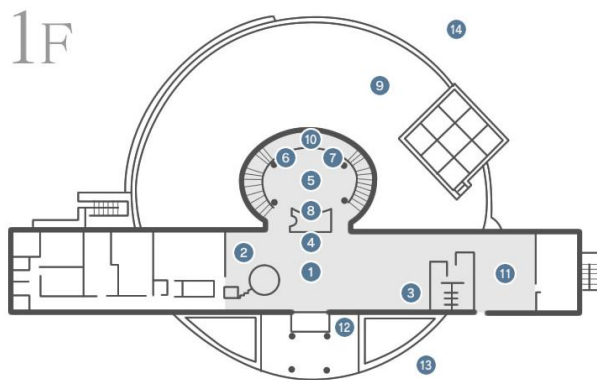
筆司の家（筆づくり実演）



筆のアトリエ
（各種教室やワークショップの開催等）

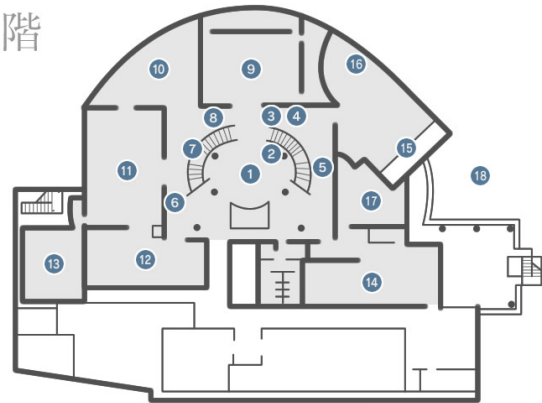
- ・所在地：広島県熊野町
- ・分野：人文
- ・設立主体：熊野町
- ・開館年月：1994年（平成6年）9月

※フロアマップ（館のHPより）



- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. エントランスホール | 8. インフォメーションボード |
| 2. ミュージアムショップ | 9. テラス |
| 3. 熊野筆セレクトショップ本店 | 10. 休憩コーナー |
| 4. 設立趣意書 | 11. Cafe熊（カフェテラス） |
| 5. 交流ラウンジ | 12. 「宇宙へ」モニュメント |
| 6. 伝統工芸士筆展示ケース | 13. ぬくもりの園 |
| 7. 熊野筆紹介ケース | 14. 水辺のギャラリー・書の石碑 |

地階



- | | | |
|--------------|---------------|-------------|
| 1. 世界一の大筆 | 7. くらしと筆 | 14. 筆のアトリエ |
| 2. 筆の宇宙 | 8. 書・画・化粧の筆 | 15. 筆司の家 |
| 3. 筆の象形文字「聿」 | 9. ギャラリーホール | 16. 美文字工房 |
| 4. 文房四宝コーナー | 10. ギャラリー I | 17. 図書室 |
| 5. 体験コーナー | 11. ギャラリー II | 18. 茶室（鐘聲庵） |
| 6. 収蔵品展示 | 12. ギャラリー III | |
| | 13. ギャラリー IV | |

2) 規模感に関する参考事例

今回提示した参考規模と同程度（延床面積 1300～2600 m²程度）の記念館や博物館などの事例を紹介する。

施設名	所在地	開館	機能	延床面積 (m ²)	展示面積 (m ²)	備考
二本松市歴史観光施設 にほんまつ城報館	福島県二本松市	2022年	文化観光	1,749	370	
陸前高田市立博物館	岩手県陸前高田市	2023年	文化観光	2,800	997	展示は常設のみ
下関市立歴史博物館	山口県下関市	2016年	歴史文化	1,500	311	展示は常設のみ
湯本豪一記念日本妖怪博物館 (三次もののけミュージアム)	広島県三次市	2019年	人文	1,703	462	交流館 (571m ² を含む)

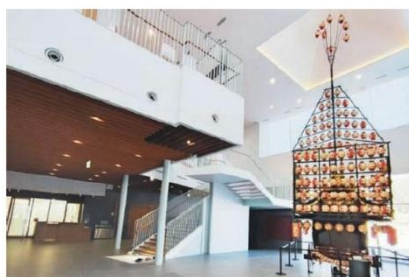
二本松市歴史観光施設 にほんまつ城報館



常設展示室



ガイドンス室（VR映像シアター）



お祭り広場（館HPより）



2階 観光情報ギャラリー

- ・所在地：福島県二本松市
- ・分野：文化観光PR施設
- ・設立主体：三次市
- ・開館年月：2022年（令和4年）4月
- ・延床面積：1,749m²
- ・展示面積：370m²（常設展示室）

※フロアマップ（「広報にほんまつ（No.198(令和4年5月号)）」より）



陸前高田市立博物館



常設展示室（大地の成り立ち）



常設展示室（貝たちの部屋）



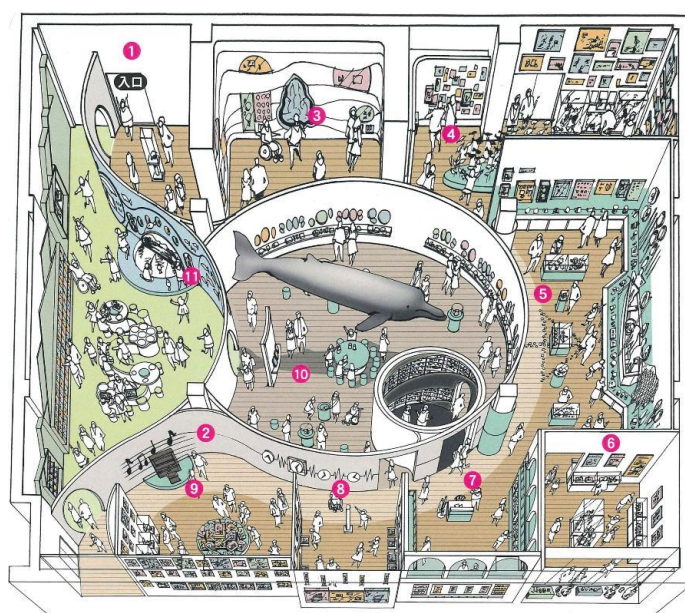
常設展示室（発見の部屋）

- ・所在地：岩手県陸前高田市
- ・分野：文化観光
- ・設立主体：陸前高田市
- ・開館年月：2023年（令和5年）11月
- ・延床面積：2,800㎡
- ・展示面積：997㎡（常設展示室）

平面図



（1階）



（常設展示室）

下関市立博物館



展示室入口

- ・所在地：山口県下関市
- ・分野：歴史文化
- ・設立主体：下関市
- ・開館年月：2016年（平成28年）11月



常設展示室



外観

※フロアマップ（館のHPより）



3) 神楽に関する参考事例

神楽に関する資料館や舞殿に関する事例としては、以下の4施設を事例として紹介する。

● 神楽会館（大分県豊後大野市）

公民館と一体的な施設で、288席（480㎡）の多目的ホールがある。多目的ホールでは年間125日、約7,200人が利用。可動席ではあるが、席を収納した状態は、上記のうち9回、450人程度で吹奏楽などでの利用。御嶽神楽をはじめとする地域の神楽公演は年間12回で、約1,840人が観覧。道の駅や清川支所に隣接した場所にある。また、ホールのホワイエを活用して神楽面などが展示してある。



神楽会館の外観



神楽上演の様子



神楽会館の客席（可動式）



県道沿いのモニュメント



ホワイエの展示



ホワイエの展示

● **吉備高原神楽民族資料館（岡山県井原市）**

祖先から伝えられてきた備中神楽をできるだけ本来の姿に近い形で後世に伝えてゆくため、平成2年7月に「中世夢が原」の入口に整備された施設。ここには、昭和初期の神楽面、陣羽織などの衣装をはじめ本格的な神殿（こうどの）を展示しており、「民俗文化財備中神楽伝承研究会」の活動拠点として使われている。

資料館の入場者数は定かではないが、神殿では年間8回の公演で約300人が鑑賞、子ども神楽等の利用で60回、1,000人の利用がある。隣接する中世夢が原のお祭り広場で、年1回1,000人規模の神楽大会が開催されている。



吉備高原神楽民族資料館の外観



資料館内の神殿



資料館内の展示スペース



中世夢が原内の三斎市

中世夢が原は、鎌倉から室町時代にかけての吉備高原一帯に見られたむらのようすを絵巻物や発掘資料をもとに、時代考証により再現したもので、園内は実際に当時と同じ工法で家建て、当時使っていた道具や民具をそろえ(作り)、中世の営みをそのままに再現している。藍染めや竹とんぼづくりなどの体験もできる。年間利用者数は約12,500人。

● 神楽門前湯治村（広島県安芸高田市）

天然温泉をはじめ、格子造りの旅籠屋や湯治宿、お食事処、茶店などが通りに軒を連ね、幼い頃に舞い戻ったような街並みで構成されている。その一角に神楽観劇のための専門のドームや寄席の雰囲気を楽しめるかむくら座や神楽について学んだり、神楽グッズが購入できる神楽資料館がある。また、神楽面の絵付け体験などを行うこともできる神楽体験館・和楽がある。

年間利用者数：97,500 人



神楽ドーム



かむくら座



街並みの様子



神楽資料館内の展示



神楽資料館内の展示



神楽体験館・和楽

● 高千穂神社（宮崎県高千穂町）

高千穂に伝承される夜神楽は、「高千穂の夜神楽」として国の重要無形民俗文化財に指定されている。古くからこの地方に伝承され、秋の実りへの感謝と翌年の豊穡を祈願し、11月中旬から2月上旬にかけて三十三番の神楽があちこちの神楽宿で奉納される。

高千穂神社境内の神楽殿では、毎晩 20 時より 1 時間、三十三番の神楽の中から代表的な 4 番「手力雄の舞」「鈿女の舞」「戸取の舞」「御神体の舞」を各集落の神楽の舞手が交代で奉納している。拝観料は 1,000 円/人で、年間概ね 4 万人（概ね 100 人/日：200 人定員）が鑑賞している。



神樂殿(外觀)



神楽殿(内観)



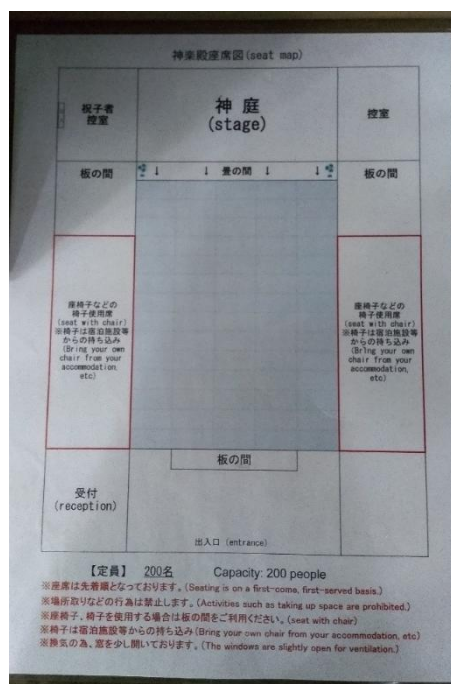
鑑賞案内



夜神楽公演



舞台



神楽殿座席図

1-2. 運営方式・運営体制の検討

1-2-1. 事業運営方式に関する参考資料

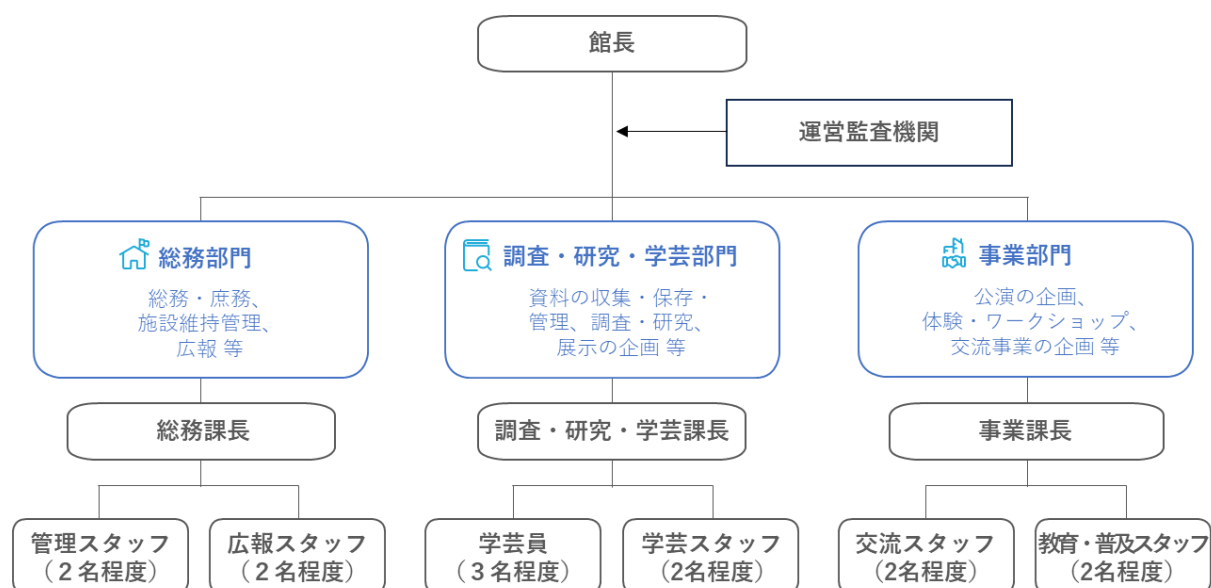
事業運営方式の比較は以下のとおりである。

事業方式		概要	1. 公設公営方式	2. 公設民営方式 (業務委託方式)	3. 公設民営方式 (指定管理者制度)	4. PFI方式
			従来型 市が公的資金をもとに施設の設計・建設をおこない所有し、維持管理・運営をおこなう方式	運営委託型 市が公的資金をもとに施設の設計・建設をおこない所有し、維持管理・運営を民間に委託する方式	指定管理型 市が公的資金をもとに施設の設計・建設をおこない所有し、維持管理・運営を民間が実施する方式	PFI事業 民間が施設の設計・建設をおこない、維持管理・運営を民間が実施する方式
市との役民割 間分事 担業者	基本計画・設計	市	市	市	市	
	実施設計	市	市	市	民間事業者(または市)	
	建設	市	市	市	民間事業者(SPC)	
	維持管理	市	民間事業者(または市)	民間事業者	民間事業者(SPC)	
	運営	市	民間事業者(または市)	民間事業者	民間事業者(SPC)	
	建設資金の調達	市	市	市	民間事業者(SPC)	
施設の所有		市	市	市	市(BTO)又はSPC(BOT)	
責任の所在		市	維持管理・運営は市に管理責任	維持管理・運営は市に監督責任	契約により市と民間で分担	
事業	設計・建設	・設計段階から民間のノウハウを活用した提案を組み込まない。	・設計段階から民間のノウハウを活用した提案を組み込まない。	・設計段階から民間のノウハウを活用した提案を組み込まない。	・民間事業者の発注で設計・建設を行なった場合、民間のノウハウや創意工夫を生かした施設を建設できる。	
	運営・管理	・民間による提案の余地がないため、運営業務においてサービスが画一的になりがちである。配置される職員に専門性の高い運営がもたらられ、また人事異動も多いことから、多様化するニーズに対する対応が困難。	・民間のノウハウによる運営・維持管理業務の実施が可能となり効率性を期待することができる。民間の専門的ノウハウを持ったスタッフ配置が期待できる。(契約条件とする必要がある) ・受託業者が変わる際(1年毎の可能性あり)、ノウハウの蓄積や事業継続性について懸念される。	・民間のノウハウによる運営・維持管理業務の実施が可能となり効率性を期待することができる。 ・民間の専門的ノウハウを持ったスタッフ配置が期待できる。(契約条件とする必要がある) ・指定期間を3～5年と複数年にすることにより、民間にとって人件費などの見通しを立てやすい。	・民間事業者の資金、経営能力、技術的能力、施設の魅力づくりの創意工夫を活用し、効果的かつ効率的な公共サービス提供が期待できる。民間の専門的ノウハウを持ったスタッフ配置が期待できる。(契約条件とする必要がある) ・施設の所有を民間事業者とした場合、市の意向による運営システムの変更や施設の修繕等は難しくなる。(BOT)	
コスト	建設	・市の負担。予算化にあたり補助金の導入等の検討が必要。	・市の負担。予算化にあたり補助金の導入等の検討が必要。	・市の負担。予算化にあたり補助金の導入等の検討が必要。	・民間が資金調達することにより、市の支出が平準化される。 ・長期契約による物価上昇の検討が重要となる。	
	運営・管理	・市の負担。 ・運営管理コストの縮減は民間事業者のようには期待できない。	・維持管理費、業務委託費は市の負担。 ・民間企業の競争原理に基づく運営管理コストの縮減を期待できる。 ・業務を細かく分けて業務委託する場合、包括的に民間に任せる場合に比べ、コスト削減効果が限定的となる可能性がある。	・維持管理費、業務委託費は市の負担。 ・民間企業の競争原理に基づく運営管理コストの縮減を期待できる。	・民間事業者の業務範囲(維持管理、運営等)についてサービス購入料として市が負担する。 ・性能発注、一括発注、長期契約によりライフサイクルコストを削減することができる。 ・長期契約による人件費上昇の検討が重要となる。	
市民参加	設計時	・市民の意向を把握している市が施設の設計をするため、市民の意向が反映されやすい。	・市民の意向を把握している市が施設の設計をするため、市民の意向が反映されやすい。	・市民の意向を把握している市が施設の設計をするため、市民の意向が反映されやすい。	・民間事業者が施設の設計を行なう場合、市民の意向が反映されにくい。	
	運営時	・運営協議会を組織することができる。	・運営協議会を組織することができる。	・運営協議会を組織することができる。(契約条件とする必要がある)	・民間の経営が優先されるため、運営協議会を組織できない。(契約条件とすることはできるが、運営コストがアップする)	
民間の事業機会の創出		・全て公設公営で、民間の事業機会はない。	・従来、公共が行ってきた事業を民間事業者に委ねることにより、新たな事業機会を創出するとともに、新たな事業分野への算入、多様な事業者との連携などを通じた活性化を促す。	・従来、公共が行ってきた事業を民間事業者に委ねることにより、新たな事業機会を創出するとともに、新たな事業分野への算入、多様な事業者との連携などを通じた活性化を促す。	・従来、公共が行ってきた事業を民間事業者に委ねることにより、新たな事業機会を創出するとともに、新たな事業分野への算入、多様な事業者との連携などを通じた活性化を促す。	
建設スケジュール		・すべて市が推進するので、予定通り進めやすい。	・すべて市が推進するので、予定通り進めやすい。	・すべて市が推進するので、予定通り進めやすい。	・PFI法の手続きを遵守する必要があり、PFI導入の検討から民間の事業契約締結まで長期に亘る可能性がある。	
事例		・浜田市浜田城資料館 ・旭歴史民俗資料館 ・弥栄郷土資料展示室 ・三隅歴史民族資料館 など	※施設の受付、レンタサイクル貸出、貸しスペース管理など、一部の業務に限る	・浜田市浜田郷土資料館 ・浜田市世界こども美術館創作活動館 ・石中央文化ホール ・匠ギャラリー※県外 など	・鳥取県立美術館 など	

1-2-2. 博物館組織体制に関する参考資料

基本構想では規模感がまだ明確になっていないので人員の想定はしていないが、業務報告書で示している基本案程度の規模においては、館長以下、3部門に区分して管理運営するとなれば、概ね15～20名程度の管理体制になると想定される。

さらに、規模によっては、部門などの統合や担当スタッフ等の人員調整により、コンパクトな管理運営組織にしていくことも考えられる。



1-3. 浜田郷土資料館との複合化の検討

本基本構想においては、本拠点は、「石見神楽のすべてがわかり、観て感じることができる、浜田市民が誇れる拠点」として、より多くの市民や県内外からの来訪者が集い、石見神楽を身近に感じ、理解を深め、誇りを育み、文化を後世に伝承する場所となることが重要である。

こうした考えのもと、検討委員会では、郷土資料館その他の文化施設などとの複合施設とはせず、石見神楽に特化した拠点施設として整備することが望ましいと整理した。

今回の検討委員会の意向としては、「複合施設」にしないという結論であったが、「複合施設」の定義まで、十分に議論することができなかった。

「複合施設」にすべきではないという意見は、郷土資料館の一部に石見神楽コーナーがある程度の整備になって、石見神楽が埋没してしまうことに大きな懸念があったものと推測される。

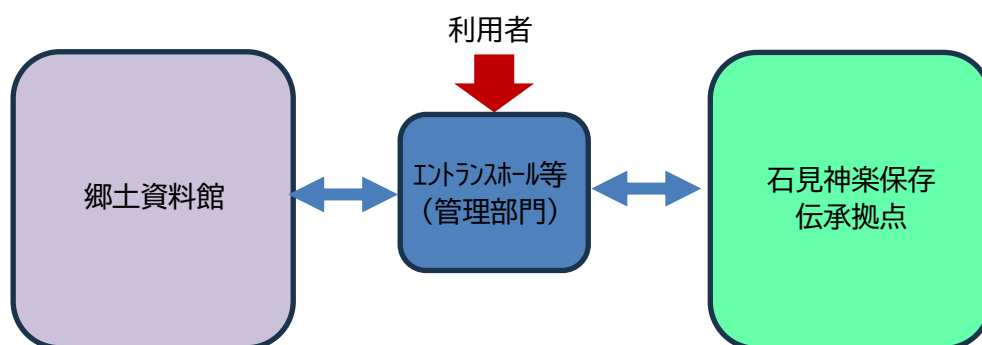
しかし、石見神楽の歴史と郷土の歴史は切り離しては語れないものであり、連携して体験学習できることで、より理解が深まる側面があることも考えられる。

そこで、「複合施設」としてしまうのではなく、それぞれ専門的なエリアは別棟でしっかり建設したうえで、共有できる空間を集約するような「併設施設」にすることで、浜田市民が地域の誇りを効果的、効率的に醸成できると考えられる。

郷土資料館と石見神楽伝承拠点がそれぞれの独立性は維持されつつも、近接して併設されることのメリットとして、以下のような点があげられる。

- 多目的室（各種教室利用やガイダンス利用等）の共有または連携
- 企画展示室の共有または連携
- 専門職員などの情報交換や連携が容易（より効率的なサービスの提供）
- 総務部門の集約
- エントランスや休憩ゾーンなどの共有による効率化
- 多様な目的者が集約することで、ターゲットの幅が広がる

石見神楽伝承する施設としては、単独であるより、既に集客能力がある施設との一体整備や連携できる施設の集約立地により、幅広い層（石見神楽にあまり興味がない人等）に広報できる機会が増える



令和 8 年 7 月 24 日
教育委員会定例会資料
教 育 総 務 課

令和 8 年度島根県市町村教育委員会連合会総会の書面決議について

島根県市町村教育委員会連合会の理事会、総会及び研修会は、以前は 7 月中旬に会員（教育長及び教育委員）が一堂に会して開催していましたが、昨年度に引き続き今年度も以下のような取扱となりました。

- ・ 島根県市町村教育委員会連合会理事会
→ 令和 8 年 7 月 13 日（月）オンラインにて開催
- ・ 島根県市町村教育委員会連合会総会
→ 書面決議
- ・ 島根県市町村教育委員会連合会研修会
→ 令和 8 年 10 月 7 日（水）に出雲市にて開催

よって、本来なら島根県市町村教育委員会連合会総会でご承認いただく同会の令和 7 年度決算及び令和 8 年度予算・事業計画について、各教育委員会で書面決議をお願いしたいとの依頼が事務局よりあったため、今定例会でお諮りするものです。

※提出議案一覧（詳細については添付の冊子のとおり）

- 第1号議案 令和7年度会務報告について
- 第2号議案 令和7年度決算（案）について
- 第3号議案 令和8年度事業計画（案）について
- 第4号議案 令和8年度予算（案）について
- 第5号議案 令和8年度役員（案）について

個人一般質問 通告一覧（令和8年6月浜田市議会定例会議）

1

21番 西田 清久

- 1 超少子化時代の行政施策について
- 2 浜田市と都市部人材をかきまぜる施策について
 - (1) 関係人口拡大戦略について

2

7番 村木 勝也

- 1 実践的な防災訓練の実施と他地区の訓練との交流について
 - (1) 実働訓練について
 - (2) 他地区訓練交流の促進について
- 2 防災人材（防災士）の育成と活動支援について
 - (1) 防災士取得後の継続的なフォローアップについて
 - (2) 「志縁」によるネットワーク支援について
 - (3) 地域活動への参画促進について
- 3 防災教育・イベントの充実について
 - (1) 全世代型イベントの開催について
 - (2) 学校での救命講習について
- 4 インフラ及び備蓄の最適化について
 - (1) 地域に合った学校備蓄の整備について
 - (2) 公園への防災機能付加について
 - (3) 中山間地域の停電対策としてLPガス発電機の整備について

3

11番 足立 豪

- 1 浜田市社会福祉協議会への補助執行と附帯決議の履行について
 - (1) 附帯決議の履行状況について
 - (2) 人件費補助の積算根拠と事業効果の明確化について
 - (3) 財源構造と地域福祉基金の枯渇について
 - (4) 介護保険事業からの撤退について
 - (5) 経営改善の実効性について
 - (6) 補助執行の判断について
 - (7) 抜本的見直しの可能性について
- 2 急激な少子化の進行を踏まえた学校統廃合の加速について
 - (1) 出生数の急減と将来推計との乖離について
 - (2) 現行の学校統廃合計画の進捗と前提について
 - (3) 子どもの教育環境の質の観点について
 - (4) 学校統廃合計画の早期・前倒しの判断と進め方について

4

16番 笹田 卓

- 1 浜田漁港を核とした水産業振興について
 - (1) 水産行政の推進体制について
 - (2) 水揚げ拡大に向けた取組について
 - (3) 今後の浜田漁港の方向性について
- 2 市政運営に対する副市長の基本的な考え方について

- (1) 副市長に期待する役割について
- (2) 浜田市の将来像について
- (3) 今後の市政運営について
- 3 教育行政に対する教育長の基本的な考え方について
- (1) 浜田市教育の将来像について
- (2) 今後の教育行政について

5

14番 串 崎 利 行

- 1 農業の振興について
- (1) 地域計画のブラッシュアップ（改善）について
- (2) 9 1 農業について
- (3) 小規模農家の支援につて
- (4) ドローンの複雑、多様な許認可手続きについて
- (5) 農作業死亡事故の急増について
- (6) 小中学校での農業体験について
- 2 フードツーリズムについて

6

3番 岡 山 令 子

- 1 ウェルビーイング社会の実現に向けたメンタルヘルス施策について
- (1) メンタルヘルスとウェルビーイングの位置付けについて
- (2) 相談しやすい環境づくりについて
- 2 カスタマーハラスメント防止条例制定後を見据えた人権啓発と推進体制について
- (1) 条例の目的と目指す社会像について
- (2) 加害者を生まないための取組について
- (3) 条例制定後の推進体制について
- 3 自主防災組織への伴走支援と地域防災力の向上について
- (1) 自主防災組織の現状把握について
- (2) 伴走支援体制について
- (3) 地域防災人材の活用について
- (4) 地域防災力の可視化について
- 4 地理的制約による体験格差の是正と地域外研修への支援について
- (1) 体験機会の地域格差に対する認識について
- (2) 地域外の学び・体験機会の確保について

7

9番 大 谷 学

- 1 映画ロケ地効果の最大化について
- (1) ロケを通しての市長の所感と今後の期待について
- (2) PR と誘客への戦略について
- 2 新教育長の教育方針について
- (1) 理数教育の重要性について
- (2) 小学校卒業生の市外や県外中学校への進学についての認識について
- (3) 中央図書館の課題について
- 3 シビックプライド（愛着と誇り）としての浜田城について

(1) 県史跡 浜田城跡二ノ門付近の石垣の破壊事案について

(2) 浜田のシンボルとしての保存整備について

4 安心安全な道路環境について

(1) 市道における道路維持管理について

8

10番 沖 田 真 治

1 浜田ゴルフリンクスにおける大規模太陽光発電事業計画と地域課題について

(1) ゴルフ場運営及び地域への影響並びに大規模太陽光発電事業の地域へのメリットについて

(2) 排水対策及び地域防災について

(3) 大規模太陽光発電施設における火災対応について

(4) 地域理解及び合意形成について

9

2番 今 田 実 延

1 教員の処遇及び処遇改善について

(1) 教員不足の現状について

(2) 長時間労働の改善について

(3) メンタルヘルス対策について

2 市役所職員の多数の退職に伴う体制整備と今後の行政運営について

(1) 退職者数と行政運営の影響について

(2) 職員採用と人材確保について

(3) 職員負担と働き方改革について

3 イラン情勢における市への影響について

(1) エネルギー価格高騰への対応について

(2) 自治体運営への影響について

10

4番 遠 藤 祐 之

1 令和7年度の市職員大量退職と持続可能な組織運営に向けた危機管理体制について

2 学校給食における「真の地産地消」の推進と郷土料理を通じた食育の継承について

3 本市の自治体 DX のさらなる推進に向けた外部デジタル人材の戦略的活用について

11

22番 川 神 裕 司

1 2040年頃を見据えた地域医療・福祉推進体制の構築について

(1) 介護難民発生防止に対する総合的戦略について

(2) DXを活用したオンライン診療等の医療戦略の充実について

(3) 少子化が進展する環境下における子どもたちの健康管理について

(4) 地域をあげて取り組む医療・福祉連携の推進について

2 時代の変化に対応する人事マネジメントについて

(1) 多様化する業務に対応できる職員採用のあり方について

(2) 適材適所の人事配置の考え方について

(3) 人事評価制度の運用実態について

3 スポーツ都市宣言を活かした健康で活力あるまちづくりについて

(1) 「スポーツ都市宣言」制定の意義について

(2) 学校部活動の地域移行に伴う課題について

(3) 将来を見据えたスポーツ施設整備の方向性について

1 2

1 9 番 佐々木 豊 治

1 地域井戸端会での意見について

(1) あいのりタクシーについて

(2) 草刈り支援について

2 教育行政について

(1) 校内フリースクールの取組について

(2) 学力向上の取組について

3 市内企業支援について

4 防災の取組について

5 ゆうひパーク浜田について

1 3

1 2 番 川 上 幾 雄

1 学校統廃合に関連した諸課題について

(1) 市としての統廃合方針について

(2) 特認校制度化等について

(3) 不登校児童の受け皿について

(4) 地域人口減の中での学校の役割について

2 県立高校共同寄宿舍事業について

(1) 入寮状況と部屋数の整合性について

(2) 市寄宿舍の過剰確保と財政負担について

(3) 今後の寄宿舍運営の在り方について

3 公益通報者保護法の環境整備と改正への取組について

(1) 通報窓口の独立性について

(2) 委員会（調査機関）の独立性について

(3) 調査員の独立性について

(4) 通報者保護の実効性について

(5) 外部通報の扱いについて

(6) 改正公益通報者保護法施行に向けた市の準備状況について

1 4

5 番 花 田 香

1 すべての子どもが安心して過ごせる放課後の居場所づくりについて

(1) 放課後児童クラブの現状について

(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応について

(3) 不登校児童及び家庭に課題を抱える児童への支援について

(4) 今後の子どもの居場所づくりについて

2 新型コロナワクチン接種及び健康被害救済制度について

(1) 本市における新型コロナワクチン接種の状況について

(2) 本市に寄せられた副反応等に関する相談状況について

- (3) 予防接種健康被害救済制度について
- (4) 市民への情報提供の方法について
- (5) レプリコンワクチンを含む今後の新たなワクチンへの対応について

1 5

1 番 西 田 一 平

- 1 防災・減災を軸とした浜田市のドローン活用について
 - (1) 防災・減災分野におけるドローン活用の現状と今後について
 - (2) 全庁的なドローン活用の推進体制について
 - (3) ドローン消防団等の可能性について
- 2 持続可能な観光財源としての宿泊税導入に向けた考え方について
 - (1) 宿泊税導入に対する基本認識について
 - (2) 宿泊税の使途の基本方向について
 - (3) 制度設計と導入に向けた進め方について

1 6

6 番 戸 津 川 美 二

- 1 浜田市の人口減少対策について
 - (1) 令和7年国勢調査の速報値について
 - (2) 浜田市地域公共交通計画について
 - (3) 空き家対策について
- 2 公共施設の維持管理について
 - (1) 道路の維持管理について
 - (2) 学校施設の維持管理について
- 3 対話について

1 7

1 7 番 岡 本 正 友

- 1 若者定住につながる人材育成について
 - (1) まちづくりの基盤としての人材育成について
 - (2) 郷土芸能・地域文化を通じた人材育成について
 - (3) 部活動の地域展開とスポーツ人材育成について

1 8

1 5 番 小 川 稔 宏

- 1 職員の早期退職による市民サービスへの影響と労働環境について
 - (1) 職員の早期退職に関しての問題点について
 - (2) 議会对応における労働時間、労働環境について
 - (3) カスハラ防止条例制定の意義について
- 2 あいのりタクシー利用条件の緩和について
- 3 通学路・生活道路の交通安全対策について

1 9

1 3 番 柳 楽 真智子

- 1 防災・減災について
 - (1) 浜田市総合防災訓練について
 - (2) 防災士の要請と育成について
 - (3) ペット同行避難について
- 2 英語教育について

(1) 英語教育の現状と課題について

(2) オンライン英語授業の導入について

3 身寄りのない高齢者支援について

20

8番 森 谷 公 昭

- 1 「道の駅ゆうひパーク浜田」の次期運営事業者選定における不備と白紙撤回の是非について
- 2 回覧板のデジタル化と町内会運営における役割分担・新人育成について
- 3 同和問題や高齢者等にかかる様々な差別問題について
- 4 特別職（市長・副市長・教育長）の情報開示における不公平性の是正について
- 5 分別資源ゴミにおけるリサイクルの最終プロセスの把握と市民への情報公開について
- 6 ふるさと納税（寄附）における返礼品基準の再検討とクオリティの底上げ戦略について
- 7 高齢者の移動支援と認知症予防を目的とした「100 円タクシー」の制度化について
- 8 LINE 等の画像・位置情報を活用したインフラ不具合通報システムの導入について
- 9 携帯電話の不感地帯解消と「自助」を最優先とする防災意識の啓発について
- 10 要支援者名簿の町内会単位での共有等実態に即した個別避難・救助計画について
- 11 各種委員会メンバーの選考プロセスの公開と意思決定の透明化について
- 12 退職職員における各種手当等の適正化と 3 月退職時のボーナス切り捨て救済について
- 13 実態のない不適切な事業に対する補助金支給の厳格な対応について
- 14 未公表資料の全面開示と各種統計・表への算入について
- 15 指定管理施設における公費修繕直後の解体・廃止計画という矛盾予算の是正について
- 16 録音許可を可能とすることによるカスハラ対策について
- 17 道の駅三隅等の公共施設における管理意識と衛生管理の徹底について
- 18 八重可部線バイパスの長期未完成問題および残土放置への対応について
- 19 大幅な水道料金値上げに対する市民生活・地域活動への救済・負担軽減策について
- 20 巨額公金投入施設（JF 関連・三桜跡地・TC 浜田跡・社協・スケート場等）の費用対効果と市長直行便選別開封等の市政透明化について
- 21 人口減少の何が問題であるかの明確化について
- 22 不当要求行為認定の適正性について
- 23 サン・ビレッジ浜田アイススケート場機能転用方針の判断過程について

- 2 4 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)との委託契約の履行確認について
- 2 5 サン・ビレッジ浜田アイススケート場機能転用方針の意思決定過程について
- 2 6 リハビリテーションカレッジ島根への公的支援と地域間の財政バランスについて
- 2 7 子どもへの補助（家庭保育・給食無料）について
- 2 8 平成 30 年 12 月の飲酒運転の処分「処分一覧表」の漏れについて
- 2 9 看護学校生と同様、浜田水産高校生にも奨学金制度の創設について
- 3 0 年配者はもちろん、職員にもわからない英語カタカナ表記を控えることについて

2 1

1 8 番 芦 谷 英 夫

- 1 浜田市政推進の所信について
- 2 浜田市の賑わいづくりのための重要事業、観光施策について
- 3 市民の健康づくり施策の取組について
- 4 介護予防、高齢者福祉の推進について
- 5 社会福祉、地域福祉推進の体制づくりについて
- 6 協働のまちづくりの推進体制づくりについて

令和8年6月浜田市議会定例会議議決結果等一覧

会議の期間 6月18日～7月3日 16日間

報告第8号	専決処分の報告について（令和7年度浜田市一般会計補正予算（第13号））	6月18日	報	告
報告第9号	専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）	6月18日	報	告
報告第10号	令和7年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6月18日	報	告
報告第11号	令和7年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	6月18日	報	告
報告第12号	令和7年度浜田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	6月18日	報	告
報告第13号	放棄した市の私債権の報告について（一般会計）	6月18日	報	告
報告第14号	放棄した市の私債権の報告について（水道事業会計）	6月18日	報	告

請願

請願第72号	市民に対する法的措置等の発動における客観的妥当性の確保と適正手続きの確立に関する請願について	7月 3日	不	採	択
請願第73号	不当要求行為の認定は、客観的事実及び証拠に基づく該当性審査を経て行い、問題がある場合には是正及び再発防止を行うよう求める請願について	7月 3日	不	採	択
請願第89号	市政・行財政運営の透明性確保と市民対話の徹底に関する請願について	7月 3日	不	採	択
請願第91号	「不当要求行為認定」の運用実態の調査及び是正等を求める請願について	7月 3日	不	採	択
請願第92号	防災体制の実効性向上と避難環境の改善に関する請願について	7月 3日	採	択	
請願第93号	生活インフラの安全確保と維持管理の負担軽減に関する請願について（請願事項1 総務委員会付託分）	7月 3日	採	択	
請願第94号	自己破産した農業用ハウス（TC浜田跡地）および未活用財産の有効活用に関する請願について（請願事項2 総務委員会付託分）	7月 3日	不	採	択
請願第96号	高齢者等の移動支援拡充および地域公共交通の利便性向上に関する請願について（請願事項1, 2 総務委員会付託分）	7月 3日	不	採	択
請願第97号	仮称「100円タクシー」の趣旨を理解し、公的支援（資金ではない）の検討を求める請願について	7月 3日	不	採	択
請願第98号	高齢者等の移動支援拡充および地域公共交通の利便性向上に関する請願について（請願事項3 文教厚生委員会付託分）	7月 3日	採	択	
請願第99号	再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定を求める請願について	7月 3日	採	択	
請願第100号	次世代を担う子どもたちの教育環境・居場所の整備に関する請願について	7月 3日	採	択	
請願第101号	基幹産業の持続と若手担い手育成、深刻な鳥獣被害対策に関する請願について（請願事項3 文教厚生委員会付託分）	7月 3日	採	択	

令和8年6月浜田市議会定例会議議決結果等一覧

会議の期間 6月18日～7月3日 16日間

請願第102号	生活インフラの安全確保と維持管理の負担軽減に関する請願について (請願事項3 文教厚生委員会)	7月 3日	採	択
請願第103号	「道の駅 ゆうひパーク浜田」の整備運営および指定管理に関する請願について	7月 3日	採	択
請願第104号	道の駅「ゆうひパーク浜田」の次期整備運営事業者選定の白紙撤回及び再公募を求める請願について	7月 3日	不 採	択
請願第105号	浜田駅前（三つ桜跡地等）の有効活用とランドデザイン策定に関する請願について	7月 3日	不 採	択
請願第106号	基幹産業の持続と若手担い手育成、深刻な鳥獣被害対策に関する請願について（請願事項1,2 産業建設委員会付託分）	7月 3日	採	択
請願第107号	自己破産した農業用ハウス（TC浜田跡地）および未活用財産の有効活用に関する請願について（請願事項1 産業建設委員会付託分）	7月 3日	不 採	択
請願第108号	浜田漁港地域の排水処理について調査と説明等を求める請願について	7月 3日	採	択
請願第109号	JF（漁協）関連施設等への公金投入と公平性の見直しに関する請願について	7月 3日	不 採	択
請願第110号	生活インフラの安全確保と維持管理の負担軽減に関する請願について (請願事項2 産業建設委員会付託分)	7月 3日	不 採	択

議会提出議案等

発議第3号	地方財政の充実・強化に関する意見書について	6月18日	原案可決
-------	-----------------------	-------	------

○議会報告事項

議員派遣報告書（令和8年度石見四市議会議長会（春季））	6月18日	報	告
議員派遣報告書（地域井戸端会～皆さんの声を伺います～）	6月18日	報	告
意見書処理報告書（地方財政の充実・強化に関する意見書について）	7月 3日	報	告

○議員派遣について（令和8年度島根県市議会議長会議員研修会）	7月 3日	決	定
--------------------------------	-------	---	---

請願書④ 次世代を担う子どもたちの教育環境・居場所の整備に関する請願

令和 8 年 6 月 2 日

浜田市議会議長 様

紹介議員:森谷 公昭

請願者:株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1

【請願趣旨】次世代を担う子どもたちが安全で快適に学ぶ環境づくりは市政の最重要課題です。

しかし、小中学校の特別教室(音楽室等)には未だエアコンが設置されておらず、過酷な教育環境を強いられています。また、中学生以上がスケートボード等を安全に楽しめる場所がなく、子ども食堂についても開催頻度が少なく実効性に疑問の声が上がっています。

子育てセンター(子育て世代包括支援センター)、都川(都川まちづくりセンター)、周布(周布まちづくりセンター)、長浜(長浜まちづくりセンター)、久佐(久佐まちづくりセンター)、みどり(みどりかいかん)、今市(旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター)等の井戸端会議でも要望が多く寄せられたため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 観光施設の空調整備等に多額の予算を投じる前に、小中学校の特別教室へのエアコン設置を最優先で進めること。
2. 中学生等がスケートボードやストリートバスケ等のアーバンスポーツを安全に楽しめる専用の施設を公式に整備・提供すること。
3. 子ども食堂について、毎日開催や弁当の活用など、本当に困窮している子どもを継続的に救える実効性のある支援策を検討すること。



令和 8 年 地域井戸端会 市民意見に基づく請願

基幹

請願書⑤ 機関産業の持続と若手担い手育成、深刻な鳥獣被害対策に関する請願

令和 8 年 6 月 2 日

浜田市議会議長 様

紹介議員:森谷 公昭

請願者:株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1

基幹

【請願趣旨】本市の機関産業である農林水産業は、高齢化と後継者不足により危機的状況にあります。

耕作放棄地の増加や無計画な山林伐採は、イノシシやシカ等の深刻な鳥獣被害の温床となっており、「夜歩くのも怖い」という声も上がっています。また、アユやワタリガニ、素巻きといった 100 年先に残したい食文化の継承も危ぶまれています。

市木(市木まちづくりセンター)、都川(都川まちづくりセンター)、井野(井野まちづくりセンター)、周布(周布まちづくりセンター)、弥栄(弥栄多目的研修集会施設/弥栄会館)、子育てセンター(子育て世代包括支援センター)、今市(旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター)等の井戸端会議でも担い手育成や環境保全を求める声が上がったため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 看護師支援と同様に、水産高校卒業生に対する「奨学金制度及び免除制度」や、農業の若手担い手に対する大胆な直接支援策を創設すること。
2. イノシシやシカ等の出没を防ぐため、遊休農地のマッチング制度を構築し、実効性のある強力な鳥獣被害対策を徹底すること。
3. 中学校の家庭科室などの施設を市民に柔軟に開放し、地域固有の郷土料理や食文化を次世代に伝承できる環境を整備すること。



令和8年9月定例会議日程(案)

※会場は変更になる場合あり

		期間	日程案	会場	開始時間等
8月	3日	(月)	総務委員会	全員協議会室	10時～
	4日	(火)	文教厚生委員会	全員協議会室	10時～
	5日	(水)	産業建設委員会	全員協議会室	10時～
	6日	(木)			
	7日	(金)			
	8日	(土)			
	9日	(日)			
	10日	(月)			
	11日	(火)			
	12日	(水)			
	13日	(木)			
	14日	(金)	請願・陳情・意見書・決議書締切		【締切】14時
	15日	(土)			
	16日	(日)			
	17日	(月)			
	18日	(火)			
	19日	(水)	一般質問通告書メール、FAX受付締切		【締切】14時
	20日	(木)	一般質問通告締切		【締切】14時
	21日	(金)	全員協議会	全員協議会室	10時～
	22日	(土)			
	23日	(日)			
	24日	(月)			
	25日	(火)	議会運営委員会 議会広報広聴委員会	全員協議会室 第4委員会室	10時～ 13時30分～
	26日	(水)	一般質問説明用補助資料提出締切		【締切】14時
	27日	(木)			
	28日	(金)			
	29日	(土)			
	30日	(日)			
	31日	(月)			
9月	1日	(火)	1 開会 提案説明 全員協議会 総務委員会 文教厚生委員会 産業建設委員会	議場 全員協議会室 第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室	10時～ 本会議終了後 全員協議会終了後 全員協議会終了後 全員協議会終了後
	2日	(水)	2 一般質問	議場	10時～
	3日	(木)	3 一般質問	議場	10時～
	4日	(金)	4 一般質問 議案質疑通告締切	議場	10時～ 【締切】14時
	5日	(土)	5		
	6日	(日)	6		
	7日	(月)	7 一般質問	議場	10時～
	8日	(火)	8 議案質疑 予算決算委員会（閲覧資料要求決定）	議場 全員協議会室	10時～ 本会議終了後
	9日	(水)	9 総務委員会	全員協議会室	10時～
	10日	(木)	10 文教厚生委員会	全員協議会室	10時～
	11日	(金)	11 産業建設委員会	全員協議会室	10時～
	12日	(土)	12		
	13日	(日)	13		
	14日	(月)	14 予算決算委員会（9月補正審査）	全員協議会室	10時～
	15日	(火)	15 休会		
	16日	(水)	16 休会		
	17日	(木)	17 予算決算委員会（総務決算審査）	全員協議会室	10時～
	18日	(金)	18 予算決算委員会（文教厚生決算審査）	全員協議会室	10時～
	19日	(土)	19		
	20日	(日)	20		
	21日	(月)	21		
	22日	(火)	22		
	23日	(水)	23		
	24日	(木)	24 予算決算委員会（産業建設決算審査）	全員協議会室	10時～
	25日	(金)	25 予算決算委員会（予備）	全員協議会室	10時～
	26日	(土)	26		
	27日	(日)	27		
	28日	(月)	28 休会 討論通告期限		【締切】14時
	29日	(火)	29 予算決算委員会（附帯意見協議） 全員協議会（議会評価意見書協議） 対抗討論通告期限	全員協議会室 全員協議会室	10時～ 予算決算委員会終了後 【締切】14時
	30日	(水)	30 採決 全員協議会 議会運営委員会	議場 全員協議会室 第4委員会室	10時～ 本会議終了後 全員協議会終了後

行事等予定表

7月24日 ～ 8月31日

月日	曜日	開始 ～ 終了	内 容	場所	担当課	教育委員	備 考
7月4日～9月27日		～	こども美術館「さわっ手たのしむタッチミュージアムⅡ～森と海～」	世界こども美術館	文化振興課		
7月4日～11月15日		～	浜田郷土資料館企画展「浜田藩とその文芸」	浜田郷土資料館	文化振興課		
7月22日～25日	(水～土)	～	島根県中学校優勝野球大会	浜田市野球場 外	学校教育課		江津市主管
7月24日	(金)	16:00 ～	第76回中国地区ろう学校卓球大会 (浜田大会)	島根県立体育館	スポーツ振興課		
7月25日	(土)	8:30 ～ 14:50	第76回中国地区ろう学校卓球大会 (浜田大会)	島根県立体育館	スポーツ振興課		
7月26日	(日)	8:30 ～	第41回夏休み少年健全育成バスケットボール大会	原井小学校	スポーツ振興課		
7月26日	(日)	9:00 ～ 15:30	浜田市美術展 絵画の部ワークショップ「人物写生とデッサン会」	総合福祉センター	文化振興課		
7月30日	(木)	13:30 ～ 17:00	島根県都市教育長会第2回定例会	江津市地場産業振興センター	教育総務課		
8月1日～2日	(土・日)	～	中国中学校柔道選手権大会	島根県立体育館	学校教育課		島根県主管
8月4日	(火)	13:00 ～ 15:30	令和8年度ふれあいフォーラム	石央文化ホール	人権同和教育室	○	
8月20日	(木)	14:30 ～	第254回教育委員会定例会	中央図書館	教育総務課	○	
8月22日	(土)	10:00 ～ 12:00	みすみスポーツクラブ 親子SUP体験会	田ノ浦海岸	スポーツ振興課		
8月23日	(日)	13:10 ～	石央文化ホール「バックステージツアー！！」	石央文化ホール	文化振興課		
8月27日	(木)	14:00 ～ 17:00	2026中四国ブロックB&G指導者交歓交流研修会 (海レク指導研修会)	三隅B&G海洋センター	スポーツ振興課		
8月29日	(土)	9:00 ～ 16:00	浜田市美術展 写真の部ワークショップ「プリント大伸ばし体験」	石見まちづくりセンター	文化振興課		
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					

浜田市のとらえる「学力」 ＝ 浜田市の児童生徒の「課題」

限られた時間で、多くの情報の中から課題解決に必要な情報を収集して考え、整理し、根拠を明確にして筋道を立てて表現（文章、式、図、言葉等）する力

1 学校訪問A から・・・・・・・・資料A

5月19日より、浜田教育事務所長学校訪問に同行させていただきました。それぞれの学校で、研究主任や教務主任の先生から、「本年度の学校の学力向上策〔授業改善・学力向上に向けた具体的な取組（要約学習、AIドリル活用、家庭学習に関する取組等）〕」を中心に様々な角度から協議をさせていただきました。

1 「要約学習」の全市的な浸透

浜田市の児童生徒の課題である「多くの情報から必要な情報を収集し、根拠を明確にして表現する力」を育成するため、「要約学習（図式化）」を進めてきました。

【取組の特徴】学校訪問Aでの協議では、小学校から中学校まで、ほぼ全ての学校が「主な取組」として要約学習が挙がっていました。

○読解力育成推進指定校などの成果が浸透し、朝活動や各教科の授業において取り入れられています。

2 「AIドリル」を活用した個別最適な学び

令和7年7月から導入されたAIドリル「ミライシード」は、基礎学力の定着と家庭学習の習慣化を目的としてきました。

【取組の特徴】多くの学校で、朝活動、授業、家庭学習の各場面においてAIドリル（ミライシード、ドリルパーク等）が活用されています。

○間違えた問題を中心に取り組む学校や、CBTへの取組など、取り組み方も深まっています。

3 「子どもの声でつくる授業」の具現化

授業改善プラン「子どもの声でつくる授業」は、主体的・対話的で深い学びを目指しています。

【取組の特徴】各校の研究主題には「主体的・対話的で深い学び」「対話を通じて学びを深める」「子ども主体の学び」といったキーワードが取り入れられていました。

○「学級集団作りとセットになった授業づくり」について意識されている取組も見られました。

4 学校図書館活用教育と情報活用能力

思考力・判断力・表現力の向上を目指し、学校図書館を活用した授業を推進しています。

【取組の特徴】「図書館活用教育」や「情報活用能力の育成」を研究主題や取組に掲げる学校が複数存在します。

○要約学習と図書館の活用を組み合わせ、自ら課題を解決していく「探究的な学び」の場として図書館が機能していることが、各校の取組からうかがえます。

5 学級経営と授業づくりの一体化

学力総合対策事業では、安心して学習に向かえる「環境・学級づくり」を授業改善の基盤として重視しています。

【取組の特徴】研究主題に「学級集団づくり」「互いに認め合う学級」「自他を尊重し」といった文言が含まれている学校があり、特別活動（学級活動）を通じた合意形成や関係づくりが重視されていました。

○「授業づくりは学級集団づくりとセット」という考え方が、「主な取組」における集団づくりやキャリア教育の推進として反映されていました。

2 全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いについて（令和8年6月16日連絡済み）

（1）調査の目的と教育上の配慮

- ①設置目的の尊重：調査結果の取扱いや公表は、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策や学習指導の改善に役立てるという調査の目的を踏まえて行う。
- ②序列化・競争の防止：公表にあたっては、学校の序列化や過度な競争が生じないように、教育上の効果や影響に十分に配慮する。
- ③説明責任の遂行：保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことは重要であるが、調査で測定できるのは学力の特定の一部分であり、学校教育の側面の一つであることを明示する。

（2）公表スケジュールと提供範囲の遵守

- ①個人票の返却：令和8年7月16日（木）12時以降（結果公表①の報道解禁以降）から、学校から児童生徒・保護者へ個人票を返却することが可能。
- ②学校向け各種帳票の公表制限：個人票以外の「学校向け各種帳票」の情報は、令和8年8月3日（月）17時以降（結果公表②の報道解禁以降）まで外部に提供・公表できない。

（3）公表内容・方法の工夫（多面的な分析）

- ①数値のみの公表禁止：単に平均正答数や平均正答率などの数値のみを公表しない。
- ②多面的な解釈：質問調査結果と組み合わせた分析や、IRT スコアの分布、習熟度別の統計表など、結果を多面的に解釈できる示し方を工夫する。
- ③改善方策の提示：調査結果の分析を踏まえた、今後の教育施策や学習指導の具体的な改善方策を併せて示す。
- ④一覧表示・順位付けの禁止：平均正答数等の数値について、一覧での公表や順位を付した公表は行わない。

（4）個人情報の保護と機密保持

- ①個人情報の保護：児童生徒個人の結果が特定される恐れがある場合は公表を控えるなど、個人情報の保護を徹底する。
- ②情報の管理：受領した調査結果や暗号化解除パスワード、Web システムのログイン ID などは管理者を限定し、厳重に保管。
- ③英語調査問題の取扱い：中学校英語の調査問題には非公開問題が含まれるため、調査終了後に内容が拡散されないよう、マニュアルを遵守し機密を保持する。

3 「学びの基盤に関する調査」（たつじんテスト）について・・・・・・・・・・資料B

（1）対象学年 小学校第4学年

（2）実施日 通年（2月 報告書提出期日までに、ゆとりをもって実施してください。）

（3）報告書締切 浜田市教育委員会締切 令和9年2月12日（金）

（4）その他

- 「たつじんテスト」関係のデータにつきましては、下記の通り、校務PC提出フォルダ内に格納しています。

【提出（[¥¥file](#)）（X:）>9101_教育委員会>02_学校教育課>03_学力向上推進室>たつじんテスト】

4 生成AIの利活用（運用）に当たる環境整備について（今後のスケジュール）

- （1）文科省の教育情報セキュリティポリシーをもとに、生成AIの利用に関する暫定的なガイドラインを準備
- （2）7月31日の市教研のICT研修会で説明
- （3）方針の周知を図っていく

令和8年度「学びの基盤に関する調査」たつじんテスト実施フロー

学校教育課

☆実施までのところで関連動画等で、たつじんテストについて理解を図ったうえでの実施をお願いします。

たつじんテストについては、「しまねの教育情報 Web EIOS」に資料等を掲載しています。（別紙参照）

PBT 版実施

〈事前準備から実施まで〉

市町村教育委員会

- ・該当校へのデータ提供
(たつじんテスト、まなびわくわくテスト、カードゲーム)
- ・誓約書の回収、県への提出

各学校

- ・誓約書の提出（市町村教育委員会へ）
- ・必要部数の印刷（市町村教育委員会と確認）

〈児童生徒によるたつじんテストの実施〉

令和8年度中

各学校で計画的に実施してください。

ICT 版実施

〈事前準備から実施まで〉

市町村教育委員会

- ・ネットワーク設定（ホワイトリスト化）
- ・アカウント登録（ID・パスワード発行）
→各学校へ周知

先生画面を利用する教員を
報告してください。

各学校

- ・登録する教員リスト報告（市町村教育委員会へ）
- ・市町村教育委員会でアカウント登録後、児童生徒登録→ログイン確認→テストの設定

〈児童生徒によるたつじんテストの実施〉

令和8年4月20日～7月24日

実施日は各学校で設定してください。

〈授業改善・児童生徒支援の実施〉

たつじんテストの結果を踏まえて、各学校で取組の具体を推進してください。

（参考）たつじんテスト活用ステップ

- ① **気づく**：たつじんテストにより、児童生徒のつまずきに気づく
- ② **考える**：気づいたつまずきを踏まえ、各教科等での支援を考える
- ③ **行う**：授業や生活において、具体的な支援を行う
- ④ **共有・授業改善**：学校全体で指導や支援の工夫を共有し、授業改善を行う

〈研修〉

たつじんテスト実施校悉皆研修

5月13日（水）	5月14日（木）	5月15日（金）
出雲合同庁舎	浜田合同庁舎	松江合同庁舎 隠岐合同庁舎※ 島前集合庁舎※

※松江合同庁舎の講義をオンラインで中継

実施校共通

〈実施概要報告〉

2月末の報告をお願いします。

学校施設開放事業に係る予約管理システムの導入について

1. 学校開放の目的

浜田市では、学校の教育活動に支障のない範囲で学校施設を開放し、市民の体育活動及び文化活動を円滑に推進する。

2. 現在の手続き

- (1) 前年度の2月に年間の利用枠を決める「調整会議」の開催
- (2) 利用月の1ヶ月前より調整会議で決定した利用枠を本申請（当課来庁）
- (3) 利用日の前日等に鍵の受け取り（当課来庁）
- (4) 利用日の翌日等に鍵の返却（当課来庁）

※利用者は、毎月何度も当課へ来庁する必要がある、負担となっている。

※遠方の学校については、鍵の受け渡しをお願いしている場合もあり、負担となっている。

3. 予約管理システムの導入

- (1) 目的及び内容

利用申請や鍵の貸し出し等に係る学校及び利用者の負担軽減を図るため、DX推進課とともに予約管理システムの導入を進めている。（今回は、まちセンと学校施設開放事業が対象）

【施設利用の主な流れ】

- ① インターネット上で施設の予約を行う。
- ② システムから利用者へ予約完了メール及びQRコードが送信される。
- ③ 学校に設置予定のキーボックスにQRコードをかざして開錠し、施設の鍵を取る。

※「調整会議」は引き続き開催予定。

- (2) 先行運用

開発中のシステムの課題等の把握・解決を行うため、原井小学校で実証実験を行う。

- ① 8月～ 学校に設置されたキーボックスから鍵を取る。
（当課で鍵の受け渡しをしない）
- ② 9月～ システムで本申請する。
（当課に来庁しない）

4. 予約管理システムの本稼働

未定（今年度中を予定）

実証実験での課題を解決し、キーボックスの設置が完了後。

キーボックスの設置が今年度中に完了しない場合は、来年度以降になる可能性あり。